

第51回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年12月11日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月11日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明 議員	2番 寄川靖宏 議員
3番 木藤幹雄 議員	4番 秋田裕三 議員
5番 東豊俊 議員	6番 福嶋齊 議員
7番 伊藤一郎 議員	8番 岩露昭美 議員
9番 藤原正憲 議員	10番 大倉澄子 議員
11番 實友勉 議員	12番 高山政信 議員
13番 山下由美 議員	14番 岡前治生 議員
15番 山根昇 議員	16番 小林健志 議員
17番 大上正司 議員	18番 西本諭 議員
19番 岡崎久和 議員	20番 岡田初雄 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君	書記 榎谷 米男 君
書記 清水 圭子 君	書記 原田 渉 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	杉 尾 克 君
一宮市民局長	福 元 晶 三 君	波賀市民局長	西 川 龍 君
千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長	清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長	西 山 大 作 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	平 野 安 雄 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。寒い中、御苦勞さんでござい  
ます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 5番、東でございます。議長の許可を得ましたので、通告に  
基づきまして、一般質問を行います。

公立総合病院の今後についてであります。市長に問います。

今、宍粟市内には、内科・外科・整形外科・小児科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉  
科、そして歯科医院も含めると約40の医院があります。いずれの医院も親切丁寧で、  
しかも的確な診察により、多くの患者さんが通院、そして時には入院していると聞  
いております。

広い宍粟市にあって、多くの医院があり、病気またはけがに対応していただい  
ていることは住民にとってよいことであると思うところです。

これは、ユニセフ（国際連合児童基金）の情報ですが、今でも世界じゅうでは、  
年間150万人の幼い子どもが予防接種を受けられずに命を落としているとあります。  
村に医者がないそうです。アフリカ、リビアの貧しい村で小さな子どもが熱があ  
って苦しそうにしているも、何もしてやれないと母親は言っているそうです。はし  
かや破傷風、肺炎などの感染症で命を奪われる子どもの大半がサハラ以南とアフリ  
カと南アジアの開発途上国に集中しているそうです。

そのような中において、宍粟市には公立の総合病院があります。前に述べました  
内科・外科・整形外科・小児科・産婦人科に加えて泌尿器科・放射線科の7科、そ  
して、医師は非常勤であります。眼科・耳鼻咽喉科・精神科・皮膚科の4科と合  
わせて11科を有する、まさに総合病院と位置づけております。やはり市民、住民に  
っては公立である総合病院が一番のよりどころであると思うことです。

その総合病院の実情はどうでしょうか。病院は、けが・病を治し、命を救い、守  
るという大義があることから、その経営・運営は一般の企業経営・運営とはその性

質は異なることは言うまでもありません。しかしながら、経営・運営が思わしくなければ、これは決してあってはならないことですが、今後における存続の問題にも発展する場合が考えられなくもありません。

外来患者の減少、入院患者・病床利用率の減少、そして今日までの会計決算、さらには平成23年度の会計決算状況を見る限りでは、その経営・運営状況はよいとは言いがたいものがあります。このことは、決算特別委員会、そしてまた常任委員会でもいつものことながら指摘されているところです。当然のことながら、市長として一番にこのことを厳しく捉えられていることと拝察いたしております。

誰もが思っていること、それは一つには医師の十分な確保、二つには医療機器の充実、三つには病院機能を充実させるための院内の環境整備となっているようです。二つ目の医療機器は今日では随分と充実してきており、三つ目の環境整備においても院長先生、そして事務長の前向きな考えにより、がん化学療法室の整備、産婦人科外来の整備、医局及び学習室の整備、そしてまた院内託児所の設置等々、順調に進んでいるところです。ただし、一つ目の医師の確保に関しては、研修病院の指定を受けたことにより、研修生の受け入れによって明るい方向に進んではいるものの、真に難しいものがあります。

そのような中であって、この医師の確保という問題解決に、市長は就任から今日までにもさまざまな努力をされてきたことと思うところですが、この件は宍粟市だけの問題ではなく、全国的にその解決を見ることはなかなか難しいこととなっております。

市民が求める安全・安心のため、公立総合病院の充実・安定に向けて、市長は今後において、この難局をどのような手法をもって切り開いていこうとお考えなのかを伺うものです。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 東 豊俊議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 東議員の質問にお答えをいたします。

総合病院の充実・安定に向けた対策でございますが、病院経営というのは非常に厳しい状況でもございます。医療収支が赤字となっている主たる原因は、平成16年度に26名おりました常勤医師が現在19名になっているということが一つの大きな要因でもございます。また、今後、高齢化人口がますます増える状況の中で、病院の医師全体の平均年齢が現在51歳、それから内科医の平均年齢が59歳となっていると

いうことを考えますと、総合病院は地域に一つしかない基幹の病院でございまして、このままでは受け皿がなくなってくるというようなおそれ、地域医療が崩壊するという強い危機感を持って対応しているところであります。

国は、平成20年度より医科大学の定員数を増やし始め、県は平成22年より僻地勤務医師養成のための修学資金貸与制度の拡充などの対策をしておりますが、効果が出始めるのにはまだ数年かかるということでもございます。

就任以来、たびたび大学病院や、あるいは県の健康福祉部の訪問など、医師の招聘に向け努力をしてみりましたが、全国的な医師不足、あるいは都市部の大きな病院への偏在などにより、思いどおりにならないというのが実情でございます。

そのために、医師から選んでもらえる病院づくり、地域づくりを積極的に進めなければ継続的な医師確保ができないというふうに考えております。

この間、基幹型臨床研修病院の指定、それから若手医師の職務手当の増額、医師・看護師の奨学金制度の創設を行ったところであります。また、医療機器につきましては、MRIあるいは胎児集中監視システム、体外衝撃波結石破壊装置、それから前立腺の機器であります。ホルム・ヤグレイザーという器械、それからCTあるいは血管造影装置など高額医療機器の更新を積極的に進めてきたところでもあります。このことによって診察の密度の高まり、そしてまた診察の時間の短縮といったことも図られてきているところでもございます。

今後は、院内託児所の整備あるいは医局及び学習室の整備、非常勤医師の確保による勤務負担の軽減、看護師の充実など、医師が働きやすい環境づくりを進めたいというふうに考えております。

さらに、病院機能を強化充実するため、先ほど話がありましたように、産婦人科外来及びがん科学療法室等の整備を考えているところであります。

また、病院運営協議会あるいはその他ボランティアなどの関係する団体と連携をしながら、市民の皆さんを含め病院にかかわる全ての人が医師や看護師の立場に立って、地域の医療を考え、行動できるよう、そういった啓発もしてまいりたいというふうに考えているところであります。

現在、おかげで総合病院には兵庫医大の研修生が多く来ており、また、来年度からは自治医科大学の研修生が1名来ることが決定をいたしております。病院医師には負担をかけていますが、今後も研修体制の充実を図り、研修受け入れの継続と親切丁寧な指導をお願いをいたしているところであります。医師に来てもらうということには、地道な取り組みと時間が必要であることを御理解いただきたいというふ

うに思います。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 市長にそのままお答えいただいたので、一応の理解はしました。医療機器の充実を進めてきたということ、それから、先ほど私も申し上げましたけども、院内の環境整備をどんどん進めていってるということで、それから、医師の確保にもいろんな手当てを加えているということなんですが、今、私、患者の減少のことを申し上げましたが、私が言うまでもなく、市長はいち早く捉えられていると思いますけども、今、市長がおっしゃいました19人の医師が、これはかなり厳しい労働条件のもとで外来患者、入院患者に当たっていると聞いております。特に、産婦人科においては、3人の医師で多くの外来患者を診察しています。これは1日平均の外来患者の約19%に当たっております。この数字を見ても大変なことがわかります。繰り返しになりますけども、医師は大変厳しい労働条件でも懸命に頑張っていたという事です。その中であっても、前年度と比べると、外来患者は約1,780人、さらに入院患者は約1,750人減少しているわけです。

そして、先ほど経営・運営が思わしくなければということをおっしゃったけども、経理の状況を見ますと、収益的収入から収益的支出を差し引きますと、約2億5,600万円のマイナスになっています。さらに累積欠損は約31億9,500万円となっています。資金的収入と支出を見ましても、これは医療機器の更新やシステムの購入等、改良に多額の費用が必要なことから、他会計から出資金となります。また、企業債に頼ることから、その償還金が増え続けます。よって、資金的収入の不足額は留保資金で補填しなければなりません。平成18年には、約14億8,000万円あった留保資金も今や半分の約7億3,000万円になっています。また、未収金も5月の出納閉鎖の時点でも1,000万円近くあるのが現状ですね。

ここに講演会の資料があります。10月20日に地域医療講演会の次第というのがありますけども、市長が最初挨拶されておったようですけどね。30ページにわたる資料、これをいただきました。ここで、私、経営運営が思わしくなければという存続の話もしましたけども、ここの9ページに、こんなことを書いています。病院がなくなる。医師がいなければ医療行為はできない。医療行為ができなければ収益が上がらない。収益が上がらなければ病院の収支は大赤字になる。その結果、病院財政は破綻、病院を閉鎖しなければならなくなると。こんなことが書かれています。もちろんこれは市長が挨拶されているわけですから、市長も熟読をされていると思い

ます。どうもこれは、宍粟地域医療をサポートする会が中心になってやったんでしょいかね。私は、案内もなかったんで行っておりませんので、詳しくはわかりませんが、今申し上げましたように、こんなことが書かれています。私が一番心配するのは、一番最後の破綻し、病院がなくなるということを心配をしております。冒頭に言いましたように、市民・住民はやはり公立の総合病院を一番の頼りにしているんじゃないかなというふうに思いますので、市長、今いろいろ御答弁を願ってやっていっておられるようですけども、いま一度これをやってみたいということがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 対応策につきましては、今、申し上げたとおりでありますし、今後につきましても先ほど申し上げたとおりであります。

今、存続の危機ということがあるわけですが、そのことがないようにするために、私が就任をしたり、あるいは公約で申し上げましたが、地域医療というものをみんなで考えていかないということで、病院の運営協議会をつくって、定期的な会合の中で市民の皆さんにも状況をお知らせしたりと、そういったことで取り組みをしているところであります。そういったことで、ぐあいのいいときだけ、ぐあいの悪いときだけっていうんでなしに、やはり地域の基幹として、全ての人がそういう意識に立ち返らないと、なかなかうまくいかないということがございます。そういう意味で将来的にもそうした啓蒙を図ったり、あるいは充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 私冒頭に言いましたように、一番市長が厳しく捉えられていると、このように思います。今後に期待をしたいと思いますが、先ほど市長が一番最初に言われたように、市民みんながこの病院を守っていこうという意識がなければいけないということを言われました。全くそのとおりだと思います。この講演会の資料にもそのことも書かれておりましたね。医師が来てくれる地域というようなことも、この資料の中には書かれています。文句ばかり言ってる地域には医師は行きたがらないと。あの地域へ行って診察したいと、いわゆる環境もいと、何もかもいいというところへやっぱり医師は行きたがると。環境の悪いところには行きたくないというようなことも書かれていますので、宍粟市挙げて、これはやっていかなきゃいかんかなと、このようにも思います。

再々になりますが、医師の確保ということは、これは共通認識で最重要な課題と

して取り組まなければならないことで、特にこの辺を市長、それから病院長、事務部長、三者一体になって、これはかなりの覚悟で取り組んでいただく必要があります。

そのことは当然として、今後においては、それ以外の点も考えていく必要があるんじゃないかなというような気もいたします。例えばですけれども、病室についてですが、お聞きしたところによりますと、現在の病室はICUが6、個室が28、これは産婦人科が多いことによるようです。それから2人部屋が13、3人部屋が3、4人部屋が7、6人部屋が18、合計75室で205人の入院収容人員となっているようです。お聞きしたところによりますと、そのようです。

そのような中で、18ある6人部屋についてですが、部屋が狭いということもあって、患者さんにとっては入院生活という点ではいかがなものかという声を聞いております。もちろん収容人員のこともありますので、全て4人部屋にしてしまうと、そのことによって36人もの収容人員が減ることになってしまうわけですから、これは十分に考えなければいけません、せめて6人部屋を5人部屋にするなどして、何かそのような工夫も今後は必要かと思われませんが、もしよければ事務部長に答弁願えたらと、いかがでしょうかね。もちろん市長の先にお考えを聞いてからですが。事務部長は実務的なことで、市長の運営というお考えの点から、両方にお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） どこまでが必要なのかということも一つの大きなことではないかなと。かつて産婦人科でホテルのような病院も中にはあったようではありますが、今、その病院はありませんけれども、果たしてそこまでする必要があるのかないのか。今、6人部屋という、ちょっと狭いということがあったわけですが、そういった両面から考えて、それは検討すべきかなというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。6人部屋を4人部屋にという声を聞いているということ、私のほうも、今、新しい病院の流れとしては4人部屋になっているような情報も聞いております。それで、病院の対策としては6人部屋に4人入っていただくと。基本的にはできるだけ6人のところを満床にしないと。いっぱいになれば6人は入れさせていただいているんですが、基本的に入っていただく方にできるだけそういうこともないように、4人にまず入っていただくような仕組みを現在とっております。それで、先ほど言われたように6人部屋を4人部屋に

改修した場合には36人減るということでございます。そうしますと、病床数が169床になるということで、これは経営面からなんですけど、今、入院患者さん1人使用された場合、入院単価が3万7,600円程度の入院単価になっております。それで、36人で年間に直しますと4億8,000万円と。その病床利用率が70%であれば3億3,600万円というような形になりますんで、経営上からいけば非常に病院経営としては厳しいなと。それにかわるだけの投資ができたらいいんですが、今の病院の敷地とか、そういうことから考えますと、それだけに見合う205床を減らすということ事態が非常に難しいのかなというふうに考えております。また、平成30年、これから高齢者が増えるというような状況の中で、そういう病床数を減らした場合に非常に次にそれだけの病床数を確保するというのが県の保健医療計画の中で認めてもらえるのかなという危惧もしております。そういう面から慎重に検討していきたいなというふうにえております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 何もかも簡単にはできないと思います。市長が今言われましたように、十分考えてやっていかなきゃいけない。また、事務部長も実際の数字的なこと言われました。ただ、私が申し上げたのは、何かいつも常に工夫をしなきゃいけないということを申し上げているわけですね。今、事務部長は数字的なことを言われました。今205床あります。4人部屋にしてしまうと、36床減ってしまうという、これも私も申し上げましたけども。今、たしか70.2%ぐらいでしたね、ベッド利用率。144床ですね。4人部屋にしてしまうと、169床になってしまうと。144しか使っていないでしょう。そうでしょう。200あっても意味がないですね。だから、そういう見方もあります。だから減らしてしまったらいいということではなくて、私が申し上げたように、せめて5人部屋にするとか何かをして、いわゆるスペースを広くすればいいんじゃないかということを申し上げたんです。何か工夫をする必要があるんじゃないかということを申し上げているんですね。こうしなきゃだめということではなくて、工夫をして、より入院患者さんが少しでも楽になるようにしてあげたらどうですかということを申し上げた。だから、病床の確保と両方考えながらやっていく必要があると、こういうことを申し上げているんですね。

ですから、常に院長先生、それから事務長は市長にどんどん要望を申し上げて、今後やっていく必要があるんじゃないかなと思います。また、市長は、事務長に対して何かないかと、用はないかということ、常に3者が一体となってやっていく

必要があるんじゃないかなということを上申したので、その点をご理解願って再度市長に、今後どのように総合病院を切り開いていくかの決意のほどをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほども何回も申し上げておりますが、非常に大事な施設でありますので、先ほど申し上げましたような努力を重ねてまいりたいと。

○議長（岡田初雄君） 以上で、5番、東 豊俊議員の一般質問を終わります。

続いて、18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 18番、西本です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、二つの問題についてお伺いしたいと思います。

最初に、県のドクターヘリ運航におけるランデブーポイントの整備に関して市長にお伺いします。

私たちは、命を守る立場でドクターヘリを推進してまいりました。2001年に岡山でドクターヘリ1号が飛んで以来、全国各地で導入が進み、2012年12月現在は、全国で40機が配備されております。今回、平成25年11月より宍粟の空も飛ぶことになりました。当初、基地病院を県立加古川医療センターとして運航する予定でありましたが、私たちの要望に従い、製鉄記念広畑病院を準基地として運航が決まり、さらには県立姫路循環器病センターのヘリポートが完成次第、3カ所の救急救命センターを連携して運航が決定いたしました。このことは私も本年の3月議会で市長に要望いたしました。市長はじめ御尽力いただいた方々にお礼を上申したいと思います。宍粟市をはじめ播磨地域の多くの命を救う活躍を望みます。

私がドクターヘリへの運航基地を姫路にと強く訴える理由は大きく二つありました。一つは、ドクターヘリは都市部より私たちの住んでいる山間部地域でこそ必要と思われるからです。現に豊岡のドクターヘリの年間出動数は全国平均で300回程度に對しまして、1,200回を超える出動回数です。そして、二つ目は搬送される医療機関は基地病院でありますので、加古川と姫路は医療圏が異なり、転院などのときにスムーズにいけない場合があります。したがって、家族にとっても大変であります。

さて、ドクターヘリの運航に欠かせないのがヘリと救急車の連携するヘリポートであります。いわゆるランデブーポイントということでもあります。このランデブーポイントが整備されない限り、ドクターヘリの活躍はできません。県より詳細な指

示があると思いますが、当市のランデブーポイントの整備計画を市長にお伺いいたします。

一つ目として、現在、宍粟市は防災用のヘリポートが12カ所登録されておりますが、変更や改修の計画はありませんか。平成25年11月に向けてランデブーポイントとしての整備計画があればお聞きいたします。

二つ目に、旧神河中学校跡地（かみかわ緑地公園）もヘリポートとして登録されていますのが、公園完成後の対応はどうなりますか、お伺いいたします。

次に、いじめ問題に対しての質問を教育長に伺います。

いじめが原因で、滋賀県大津市の中学2年生の男子生徒が飛び降り自殺をした問題を契機に、いじめ問題がクローズアップされております。先日の神戸新聞の文科省調査記事によると、いじめ上半期14万件超との記事が掲載され、2011年度約7万件に対して、今年は半年で既に倍増しているとの記事でした。命や身体の安全を脅かされるような重大事態に陥ったケースは278件あったとの記事であります。実際のいじめの件数とは別に、問題意識の高まりで認知できた数が増加したのであるとの記事でありましたが、個人的にはこの数字はまだまだ氷山の一角ではないかと感じています。多くの学校関係者は、いじめ撲滅に向けて一生懸命取り組んでいるのは間違いないでしょうが、現実にはいじめは減っていませんし、むしろ増えていると感じています。こうした事件が起こるたびに、メディアは責任論に終始し、犯人探しをする傾向がありますが、いじめを受けている本人のことを考えると、いじめ問題は大人社会の鏡と捉え、早急に解決策を導き出さなければなりません。国や県もスクールカウンセラーを増員するなど、さまざまいじめの対策に手を打っていただいておりますが、直接的にはいじめ問題を抱える現場の対応が重要になってくると思います。

いじめる側は100%悪いとの認識で、早期にいじめの芽を摘み、最悪の事態を回避しなければなりません。真に思うこと、真に問うべきは、関係者がいじめに真正面から対処しようとしたかという点であります。子どもの悲痛な叫びを受けとめたか、そこを真摯に検証する必要があると思います。その上でいじめ問題は学校だけで解決を図ることが困難な場合は、保護者や地域社会との連携で解決を図っていく視点も大切になってくると考えます。さらに、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こります。ネット社会で複雑な事犯の対応も強化されなければなりません。

そこで、伺います。一つ目は、「教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル」が提示されましたが、どのような過程で作成され、そして、その効果はどのように考

えられておられますか。

そして、二つ目、教育委員会には隠蔽体質があり、いじめ問題を深刻にしているという、これ記事でありますけども、考えがありますが、これに対してどのように考えられますか。

学校現場において、いじめる側が100%悪い、いじめは人権侵害であるとの教育はされていますか。

毎日新聞のアンケート記事で、7割の教師がいじめ対応時間が不足しているとありました。どのようにお考えですか。

五つ目、いじめ・不登校の解決に向けて第三者委員会の設置を提案いたします。仮に教育現場のOBや保護者OB、弁護士や警察OBなどで構成し、学校の先生、本人、保護者に直接会って解決へと導く方法を探り対応する。

以上のことを提案させていただきます。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 西本 諭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、私のほうからドクターヘリに係る問題について、お答えをいたします。

加古川医療センターに配備されますドクターヘリにつきましては、播磨地区を主として所管するドクターヘリとして、平成25年11月から運航を開始する予定となっております。

ドクターヘリの運航に当たってのこの救急隊とドクターヘリが合流する緊急離着陸場、いわゆるランデブーポイントでございますが、これにつきましては、今後、医療機関、それから消防、警察及び行政機関の関係者による兵庫県南部地域ドクターヘリ運航調査委員会が設けられます。その委員会において、基本方針が決定した後選定作業が進められるという予定になっております。現在、宍粟市では、兵庫県防災ヘリコプターの離着陸場として12カ所を指定登録をしております。ドクターヘリの離着陸場につきましても、この12カ所を基本として選定することとなるというふうに考えております。ドクターヘリをより有効に活用するためにも、今後は公共施設に限定することなく、離着陸場としての適地を選定・指定し、いち早く医師が患者に接触し、救命医療が開始できる体制をとりたいというふうに考えております。

次に、かみかわ緑地公園の整備後の対応につきましては、ヘリコプターの離着陸に支障があるような構造物もなく、また芝生が植栽されることから、散水の必要性

がなくなり、今以上に離着陸場としての利便性が上がることから、引き続き離着陸場として活用したいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、ドクターヘリの出動は一刻を争う切迫した事態であります。救急救命医療が速やかに行えるよう、きめ細やかに離着陸場を整備・指定し、医師と患者が早期に接触できる体制をつくることが大切であるというふうに考えております。

あとの問題については、教育長からお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いじめの問題に対する事柄につきまして、御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、いじめの問題が社会問題化しておるわけですがけれども、基本的にいじめについては命や人権にかかわる重要な問題であるという認識、絶対に許されない行為であるということ、それから、これにつきましては、その対応は何を置いても一番に取り組まなければならない重要な課題である、そういうふうに捉えておるところでございます。

そこで、5点ほど御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点は、「教職員用のいじめ早期発見対応・マニュアル」の策定過程と、それから効果ということでございますけれども、まず、大津の問題をはじめとしまして、いじめ問題が大きな社会問題となっております。これまで宍粟市は、いじめの対応につきましては、県の対応マニュアルという部分でこのいじめ問題について対応しておったわけでございますけれども、この社会問題化を受けまして、いじめの予防・早期発見対応マニュアルということで、作成に着手したところでございます。

まず、手順としまして、緊急実態調査を7月17日に行いまして、また文科省の主導もありまして、9月4日にも再度具体的な調査をさせていただきました。マニュアルの作成委員会につきましては、市民の皆さん、あるいは大学の専門家、あるいはスクールカウンセラー等幅広い関係者の皆さんにお集まりいただきまして、このマニュアル作成委員会を立ち上げたところでございます。その中で、このいじめの早期発見あるいは予防等の対応につきまして協議をいただいたところでございます。12月に、このマニュアルにつきましては完成をしておるところでございます。

それから、効果という部分ですがけれども、この効果につきましては、これからであると考えておりますけれども、ねらいといたしましては、まず、もちろんいじめ

が起こった場合、どういうふうに対応するかということもあるわけですが、いじめの予防といいますか、未然防止といいますか、そういう視点を非常に強くこのマニュアルでは作成の中で検討いただいております。

それから、早期発見ということで、具体的・日常的な対応をどうしていくかという、そういうチェックポイント、あるいは実態把握をどうように進めていくかという、そういう手法、それからいじめが起きた場合の具体的な緊急的な対応、あるいは長期的な対応、その辺の対応の仕方、それから、いじめというのはいろんな形で起こった場合に、先生方が対応いただくわけですが、現実として経験豊かな先生もいますし、経験の浅い先生もいます。そういう中で職員が組織的に協力して取り組む、そういう方法をわかりやすくまとめたところでもございます。

それから、今後につきましては、直近では、12月19日に、このいじめにつきましてのマニュアル作成を受けて、市民の皆さん方、先生方を含めまして講演会を予定しております。

それから、2点目の隠蔽体質という部分でございますけれども、これまで大津の事件あるいは兵庫県では川西市の事件があったわけですが、これまでの社会問題化している事象、中学生あるいは高校生がいじめによって亡くなっておりわけですが、そういう報道の中で考えますと、この御指摘の部分があるのではないかなというふうに思っております。ただ、宍粟市においては、このいじめについては、これまでいろんな形で先生方が十分対応してきた、そういうふうに考えておるところでございます。ただ、今般の社会問題化しているいじめの問題に対しては、その向き合う姿勢については、強い問題意識を持ってこれまで以上に取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それから、3点目のいじめの側が100%悪い、いじめは人権侵害であるかということについて教育をされておるかということでございますけれども、よくいじめの問題が出た場合に、いじめられる側にも責任があるだとか、あるいは自分が直接いじめていないので関係ないというような、そういうような事柄が出てくるわけですが、いずれにしても、いじめられる側がどう感じているかというのが基本的ないじめであります。そういう意味では、いじめられる側の立場にしっかり立ちながら、周囲の者もいじめられている側の立場に立って、支えていく集団づくりといいますか、仲間づくり、そういうものを道徳の時間、あるいは学級活動の時間等でいわゆるいじめを許さない学校文化を育てるといふ、そういう視点で取り組ん

でいるところでございます。

それから、4点目の毎日新聞のアンケートの中で、いじめへの対応時間が不足しておるといふ、そういうアンケートがあるということでございますけれども、私はこのいじめの対応については、最初に申し上げましたけれども、最優先に取り組まなければいけない、そういうふうを考えております。ただ、一方で、問題が発生したときに、1人では対応できないレベルのいじめの事象等についても現実としてあるわけで、そういう意味では、学校が組織的に対応していけるような体制をつくる、あるいは予防という意味では、ふだんから子どもと接する時間を確保していく等については、今後検討していく必要があると思っております。多忙な業務に対する改善についても工夫をしていく必要があると考えておりました、いずれにしても、早期に発見・対応して、いじめの芽を摘む、深刻化する前に対応していくということ、あるいはこのいじめの問題は学校・地域・家庭とも連携しながら、協働して解決していくという、そういう信頼関係の構築も必要ではないかと、そういうふうを考えておるところでございます。

それから、最後の第三者委員会でございますけれども、新聞報道等でも、いわゆる被害者といいますか、被害者、加害者という言い方をしますと、そういう者が学校側に不信感を抱いた場合に、なかなか問題解決ができないという、そういう状況の中で、第三者による委員会の設置という状況があるんじゃないかというふうに考えております。この第三者委員会というのは、ある意味では、中立的な立場で真相に迫られるという、そういう非常にいいところもあるわけですが、あわせて子どものことを本当にまず知っておるといいますか、そういう状況の者が入らないという、そういう部分もあるわけでございます。基本的には、このいじめの問題につきましても、学校と保護者が信頼関係の中で解決していかなければいけないと、そういうふうには思っております。

なお、解決がなかなか難しい場合には、教育委員会あるいは警察等第三者が入っていく中で解決していくという形がいいのではないかと、そういうふうには考えております。こういう点につきましても、マニュアルの中でその方法等につきましても、お示しをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 最初に再質問させていただきますけど、ドクターヘリでございますけれども、とにかく安全に運航ができる、いろんな手を打っていただきました

いというのが基本でございますけれども、一つ豊岡のほうに確認してみますと、やっぱり宍粟市が挙げている防災のところのヘリポートはグラウンドが多いんですけどもね、グラウンドというのはヘリコプターが飛んできますと、砂ぼこりがすごく上がるわけですね。そのことによって、実は消防が出て、その前に水をまくという作業が必要なわけです。ヘリコプターが来てて、まだ上で旋回しながら水をまくのを待ってるという状況がある場合が出てきますんで、これ消防長のほうにお聞きしたいんですけども、今後こういう消防の広域化とかいろんな問題があって、いろんなグラウンド等に水をまく作業が出てくるんですけど、これの対応というか、そういうのは今後の話になると思うんですけども、対応は可能でしょうか、どうでしょうか、教えてもらえますか。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、幸島幸博君。

○消防本部消防長（幸島幸博君） 失礼します。現在、先ほども市長のほうから答弁ございましたとおり、現在、宍粟市では、兵庫県の防災ヘリの離発着場として12カ所を登録しておるわけでございますが、その中で散水の必要ない離発着場はちくさ高原の駐車場しかございません。今回新たにかみかわ緑地公園が整備され、芝生が植栽されるということで、散水の必要のない離発着場として利便性が非常に上がるというふうに考えております。

現在、防災ヘリが宍粟市に来るまでに、約25分から30分かかると言われております。今回整備されますドクターヘリにつきましては、約15分で飛んでくるというようなことも聞いておりますので、その15分以内に水をまくといった作業になります。水をまかなくてもいい、できればアスファルト、芝生等が植わってる、そういった箇所をなるべくたくさん探させていただいて、指定・登録させていただくという形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） ドクターヘリの出動はさっき言われましたけども、いつ、何どき、発生するかわからないということで、消防のほうもそれに対応しなくてはならないという問題が発生してきますので、とにかくこれはチームワークを持って安全に運航をお願いしたいということで、よろしく願いしたいと思います。

いじめの問題ですけれども、まず教育長にお聞きしますけども、2011年度のいじめの5市6町の問題が新聞に掲載されてました。2011年度ですけどね、宍粟市では、小学校が1人、中学校が15名という形で神戸新聞に報道されてましたけども、この2011年度の状況というか、そういう解決したのかしないのか、その辺の方向性を現

在把握しているところで結構ですので、教えてもらえますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今御指摘いただいたように、小学校1件、中学校15件につきましては、いわゆるいじめの問題として現実として起こっておるわけですが、基本的には全て解決をしておるといふ、そういう状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 私がいじめの問題、私なりにいろいろ考えますけども、本当に難しい問題、まず、新聞の掲載ですけども、先生が非常に忙しいという話がございます、これは毎日新聞の新聞に掲載されておるんですけども、とにかく先生は時間がないということ。そして、今回のようにいじめの問題で、アンケートだ何だとかいうことで、さらに文章とかそういうものに対応する時間もとられてしまう、余計時間不足だということ、7割の教職員の方がそういうふう感じられているわけです。本当に私は解決するためにはどうしたらいいのかと。先生も本当に忙しい思いをされて、本当に大変な思い、また父兄との対応、そういう形で精神的に本当におかしくなるぐらいの思いをして、そして学校では勉強のこともございますし、中学なんかは部活もございますし、本当に土日を費やしながらも一生懸命先生は対応されていると私は感じています。それになおかつ、いじめ問題が発生し、父兄との対応に迫られると、本当に大変な思いを先生もされてると思います。

ですから、私は、このいじめ問題、いろんな角度から自分なりに考えてみるんですけども、やっぱり学校だけ、もちろん学校の中で解決する問題はそれでいいんですけども、しない問題、また先生とかが学校の中で見えてない問題がいっぱいあると思います。だから、そういう問題をどうやったら解決するかと。解決とまでいなくても、改善するかという方向はやっぱり第三者委員会、今、各地でいろんな形ででき上がってます。子どもたちからの相談を受けたり、また先生からの相談も受けたり、また父兄からの相談も受けたり、それはちゃんと独立した立場で、それこそ人権とか、そういうことを配慮しながら、本当に一人一人の解決、もう10人おれば10人状況が違います。それを一先生とかに任すことはとっても無理です。だから、私自身はそれを少しでも、先生は先生なりに、本当に苦しんで悩んでおられますから、先生の立場で解決できない場合もたくさんあると思います。それを解決してあげべく、そういう第三者委員会というのは、これから本当に必要だと強く強く感じております。

もちろん先生が時間がたっぷりあって、子どもたちと面と向かって話ができ、

子どもの目とか顔色を見て、この子ちょっと変わってるなど、おかしくなったなど、いじめられているんじゃないかなとか、そう感じる余裕があれば、そういうことはいいんですけども、そういう余裕がないのが現実だと思います。私自身も身内におりますから、もう本当に8時、9時、10時まで一旦家へ帰って用事して、また出かけるとかいう教師をしている子もおりますけども、本当にこれは大変な問題、私たち皆、教師になりたいという方がたくさんおって、希望を持って今やっているんですけども、こんな状態では教員になり手はいなくなるというぐらいに私は思っています。ですから、できるだけ全体の中でいじめを減らしていくという意味で、是非もう一度第三者委員会、いろんな形がありますから、また考えていただいたら結構なんですけども、一旦どっかに預けると、人権を守る形で預けるといふ形のものを提案させてもらいたいんですけども、教育長、もう一度それに対してどないにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、学校現場の様子といいますか、御指摘いただいた部分もあろうかと思えます。もう少し学校現場の様子を御説明申し上げますと、まず中学校区に、いわゆる県からスクールカウンセラーという形で派遣をしております。そういうスクールカウンセラーが個別の子どもたちに対応するという、そういう部分も少しずつ整備されておるところでございます。

それから、もう一つは、いわゆるいじめ問題が重篤化していくっていいですか、対応が遅れると非常に大きな時間と、そういういろんな形の力が要するという状況がございます。そういう意味では、いじめの初期段階といいますか、早期に対応することが非常に私は予防とあわせて大事な要素になってこようかと思えます。

ただ、御指摘いただいておりますように、非常に現実としてはいろんな課題がございます。教育委員会といたしましても、いわゆる先生方にどういう形でこのいじめ問題について支えていくかという、そういう部分についても今後検討させていただきたいと思っております。第三者委員会の形もいろいろあろうかと思えますので、そういう部分は今後学校現場の様子を含めまして、基本的には、このいじめの問題が早期に解決する形が一番いいわけでございますので、今後、どういう形がいいかということについて検討をしてみたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） これもまた新聞の記事なんですけども、いじめ対応で教員評価という記事があるんですけども、いじめ問題とかを隠さずに、適切に対応する

ことによって評価していこうという文科省の通達があると思いますけれども、是非こういう問題を一つの大きな器で受けるような、そういうものにしていききたいということだと思います。

スクールカウンセラーとかいうこともございますけれども、今の子どもたちにしっかりいじめはだめなんだよと、いじめは悪いことなんだよということで、教育をまたしっかりしていただきたい、そのことが5年、10年、20年たてば、その子が親になるわけですから、親社会がやっぱり子どもの社会の鏡ですから、そういう意味でお願いしたいということがございます。

市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、やっぱりこういう問題、教育委員会だけの部分ではおさまらないという問題があります。ある自治体では、例えば学校の給食費でも全部これ教員が集めて、滞納があったら、またその対応しに1軒1軒訪問してお金を徴収するという作業なんかもございます。これを自治体のほうの一般会計でやろうというところも出てきています。そしてまた、学校の教務システムいうんですか、いろんな学校で必要なシステム、それを共通するシステムも導入して、もっと先生が楽に机に向かわなくてもいいようにというふうな提案もされております。ですから、教育委員会だけじゃなくて、市全体としても、市長にも第三者委員会にもまた御意見いただきたいし、また市としても教育委員会のそういう大変な部分を少しでもカバーできるような体制をいろいろ考えていただきたいという思いでありますので、市長、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第三者委員会については、これは教育委員会の中でまた検討をしていただきたいと思います。ただ、今、行政部局でもドメスティック・バイオレンスだとか、子どもの虐待だとか、あるいは自殺の問題、こういったところで、その部門部門でいろんな委員会を行っております。そういう中でやっぱり関連する問題、自殺の問題でありますと、いじめとの関連性も出てくる問題もありますし、あるいはその他の関連もございます。そういったことで、どういう方向がいいのかなということ、今いろいろあるものを、物によっては統合ということもあるだろうし、あるいは一つの案件によっては協調ということもあろうし、その辺はまた教育委員会部局なり、あるいはその他関係のところと相談をして結論を得たいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 本当に市全体でいじめをなくしていきたいと思います。

ちょっと時間があれですけども、この前ちょっとテレビを見てましたら、いじめの問題、尾木ママとか出てきて、話をしていたんですけども、いじめてる子はね、全然いじていることに対して楽しかったとか、そういういじめてる意識がない子がたくさんいるらしいんですよ。そういう意味で本当に自分がいじているのか、いじてないのか、わからないような子がおるらしいんですよ。そういうテレビの中で討論でしたけどね。しっかりその辺を教育していただくということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、18番、西本 論議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分休憩

---

午後10時50分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 16番、小林でございます。議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、公共交通について、同僚議員から、また同じ会派から質問をしております。それだけ大事なことであるとお考えをいただきたいと思います。

9月議会でもお伺いをいたしましたももしバスについて、再度お尋ねいたします。

利用者がどの路線も非常に少なく、運行の廃止も視野に入れているとのことから、質問をさせていただきます。

どうすれば利用していただけるのか。検証会議を4回、地域公共交通活性化協議会を6回行い、検討課題を詰めているところであるとの副市長の答弁でありました。いろんな対策を行ったが、結果としては乗車人数が増加しなかったとも聞きました。

平成23年度公共交通維持確保に関する補助金は、地域間幹線系統、国2,107万1,000円、県3,690万6,000円、市3,528万2,000円、合計9,325万9,000円であります。山崎から姫路駅前まで国791万4,000円、県799万8,000円、市8万4,000円である。

姫路市の補助は幾らなのか、お伺いをいたします。

もし姫路市の補助がなければ、なぜか、そのことにつきましてもお伺いをいたし

ます。

神姫の路線で市にかかわる費用は、また幾らなのかもお伺いをいたします。

バスに関する補助金の合計が昨日の同僚議員からも金額が出ました。1億1,348万6,000円と聞いています。この補助金をもとに市独自のやり方はないのかもお伺いをいたします。

もしもしバスの停留所、停留所というより到達と言うたほうがいいんですかね、について、防災センター・公立宍粟総合病院・市役所・いなもち病院前の4カ所しかないため、防災センターから咲ランドまで歩かなければならない。それで利用しなくなったということを知っています。買い物のバスに行けるようにならないのかとの声も出ています。

また、教育長よりスクールバスの導入が必要であると考えているとの答弁をお聞きして、もしもしバス、スクールバスを含めた公共交通のあり方を早急に考えるべきだと思いますが、教育長のお考えをお伺いをいたします。

その中で、答弁でもありましたが、公共バス等の運行経路、公共交通との整合性もあると聞いております。この中でどうすればいいのかをお伺いをいたします。

続きまして、県道田井中広瀬線の市道石ヶ谷線の歩道について。

県道田井中広瀬線、職員の皆さんに御尽力をいただきまして、この8月に開通をいたしました。本当にありがとうございます。この拡幅が完了しましてから、朝7時から8時過ぎまで約1時間余り、1,500台近くの車が通行しております。高所春日谷川より南、桜ノ本交差点までの歩道の設置を早急にすべきだと思います。地域住民から要望も出ております。行政側もプログラムに入っているのですが、3カ年の間に完成予定ということですが、何分車の数が多くなりました。カーブや交差点もあり、非常に危険な状態です。地元としても全面的に協力をしますとのこと。安全第一、市民を守るのは行政の仕事です。一日でも早くできないか、お伺いをいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 小林健志議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 公共交通についてお答えを申し上げたいと思います。

先日も伊藤議員さんから御質問いただきました。大変難しい問題でございますけれども、かえって重要な課題だという認識の中で、現状なり今後の考え方をお知らせをしたいと思います。

冒頭ございましたように、運行しておりますもしもしバスについての廃止のお尋ねでございました。現状では廃止の計画は持っておりません。ただ、乗車数が極端に今後減少するような場合には、廃止もあり得るということは市の地域公共交通活性化協議会でも議題に上がっていることは事実でございます。

そのために、もしもしバスにつきましては、検証委員会を設けてニーズの把握や意見等の反映に努めるとともに、利用促進をお願いをしているところでございます。

また、お尋ねあります咲ランドに停留所をとということですが、これにつきましては、タクシーの乗り入れのことがございますし、龍野経由の路線バスの沿線であります。このことから路線が重複することになりますので、既得権者、いわゆる神姫バスの同意が必要でありますので、現在のところ停留所の新設は困難な状況でございます。

次に、国・県・市の補助金をもとに独自のやり方はないのかということですが、昨日もお答えをいたしましたように、現在の補助金額は路線バスに対しては国・県・市の補助が出ております。また、市のコミバスについては経費の総額の10分の1の県補助金が出ている状況であります。仮に路線バスが廃止になりまして、全線、市のコミュニティバスを運行することになりますと、市の持ち出しの一般財源は2億円をはるかに超える金額というふうに試算をいたしております。なお、現在、市の支援策は5,200万円程度でございます。外出支援は別でございますけれども、路線等にかかわる支援額は5,200万円でございます。このことから、現時点におきましては、国・県の補助金を生かしながら、今の制度にのっとりて経営することが良策だという考えに至っているところでございます。

いずれにしましても、やはり乗って守っていただく公共交通でございますので、住民の皆さんにはさらなる御利用をお願いすることが第1に得策であろうというふうに考えておるところでございます。

なお、お尋ねの山崎横関経由姫路駅間の姫路市の補助金でございます。これは基本的には路線の距離割りでございますので、姫路市の補助金は54万9,000円でございます。

また、神姫バスへの市の補助金は4,043万3,000円でございますが、いずれも地方バス事業における平成23年度の実績額でございます。

それから、スクールバスとの関連でお尋ねでございます。詳細はまた教育長から必要であればお答えがあると思っておりますけれども、遠距離通学対策として、今後スクールバスの導入が必要であると認識をいたしているところでございますので、児童

生徒の学校生活が第1に優先される中で、公共交通にどのようにかかわっていきけるか、検討してまいりたいと思います。

それから、咲ランドに乗り入れのことでございますけれども、このことにつきましては、過去に一度神姫バスとタクシー業者に協議をいたしました。現状では営業の範囲を超える、あるいは安全性等で同意が得られませんでした。しかしながら、今後とも機会を見てこういう状況も検討委員会の中で議論をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） スクールバスの件の御質問ですけれども、今後の遠距離通学対策としましては、原則としてスクールバスが望ましいというふうに考えております。ただ、児童生徒の学校生活に支障がない限りという部分でございますけれども、朝の始業時刻あるいは学校の終了時刻、各行事等での生徒の登下校、あるいは部活動の関係を含めまして、そういう支障のない限りにおいては公共交通を利用することもスクールバスに代わり得るものではないかなというふうに考えております。地域の課題であります公共交通網が整備されて、先ほど申し上げましたように、学校生活の支障がない環境を整えば、児童生徒が利用できるという、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、県道田井中広瀬線及び市道の石ケ谷宍粟橋線の歩道の設置についての御質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、御案内のとおり宍粟橋から北へにつきましては、県が管理しております田井中広瀬線でありまして、以南につきましては、市道管理の石ケ谷宍粟橋線がそれぞれ連結をして国道29号線まで、大橋桜ノ本線と連結をしている路線でございます。

そのような中、先ほどございましたように、今年の8月に県道田井中広瀬線が供用して以降、非常に交通量の増加をしているということについては十分認識をしており、未改修区間の整備の必要性についても十分考えているところでございます。先般行われました行政懇談会の中でも、また過去からもこの箇所要望についてもたびたび御意見をいただいているところでございます。

まず、市道区間でありまして石ケ谷宍粟橋線の750メートル間の歩道設置につきましては、平成23年度からそれぞれ事業に入っております。具体的には、用地・物件補償等に入らせていただきまして、本年度も今、用地買収等々の交渉に入らせてい

ただきまして、調整が整い次第、一日でも速く750メートル間の歩道の整備については完了していききたいというふうに考えております。

それと、次に、県の管理区間であります出石内の春日谷川から宍粟橋の間、約370メートル間につきましては、掛保川の左岸堤防と一部重複をしております、現在までに堤防の改修の計画も立っていないという状況の中で、今、管理が両方の重複の区間でもございます。また、ちょうど春日谷以南の民家が密集している部分等々、非常に危ない部分についても未改修の状態となっております。その中で、具体的に対応といたしまして、それぞれこの間、県の担当者なり土木事務所とも現地踏査もたびたび重ねております。具体的には、用地がある部分など、また側溝の整備等を含めまして、社会基盤整備プログラムの登載とあわせまして、暫定的にでも歩道の設置が可能かどうかということについても具体の検討に入っているというところでございますので、いましばらくの間、時間をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 再質問をいたします。

初めに、もしもしバス、この間、私の地区で検討委員会がございまして、このもしもしバスの利用者ですね、これを各自治会で何人ぐらいおられるのか、また、これから先、どうしてもこのバスが必要になるという方もおられると思います。その方々の利用人数といいますか、把握をしたらどうかというふうな意見を出しました。それは市のほうで大体わかるやろと。誰が今日迎えにきてくれというふうな電話がかかるわけですから、河東は何ぼ、蔦沢では何人というふうな把握ができておるじやろうということをおっしゃいました。そこで、ほな幾らですかというふうに聞きますと、いや今わかりませんということだったので、ちょっとこの数字をお聞きしたいんですが、お願いいたします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 今御質問のありました実際にももしもしバスの、私が持っておりますのは河東線の資料なんですけども、平成23年度の利用の延べの人数は803人、1便あたりは0.9人というふうになっております。御質問のありました実際にそしたら利用された人数、これについてはデマンドで利用された名前を聞いておりますので、延べで言いますと、18名の方が実際に23年度利用されたという実績になっております。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 人数は18名ということなんで、河東についてちょっとお話をさせていただくんですが、これ葛沢地区でも、他の地区でも、こういう人もおられると、この人がどういうふうな形で使われているかということになりますと、もしもバスの動かし方というんですか、そういうことも検討ができるんじゃないかなど、こういうふうに思います。

もう一つ、河東線で毎日通勤に使われている方が1名ございます。この方はもう毎日1,000円要るそうです。500円、500円ということで往復でございますので1,000円要ると。そういう方はできれば割引ができないのか。そういうことも含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 先ほどございましたように、もしもバスの今後のあり方ということを含めてだと思えますけども、まず、今、常時利用されている方についての割引という御意見がございました。この件につきましては、もしもバス、あるいは思いやり号、いろんなコミバスが走っておりますので、その件についてもあわせて検討をする必要があるかと思えますけども、なかなか今の経営状況では、難しい面があるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、いま一度検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） あのね、難しいのはようわかっておるんです。河東を課題に挙げて話をしておりますけども、この18名の方が週に何回、月に何回というふうな形で、もう乗られる方は決まっておると思うんですよね。その中で、どういうふうにバスを動かすのかというようなことを検討していただきたいなど、そういうふうに思います。

それと、波賀町から千種のほうに路線バスが走っておりますね。このことについては、利用される方が少ないということで、千種町の方、また波賀町の方からも意見をいただいております。この宍粟市を山崎発、千種発でも波賀町発でもいいんですが、内回りとか外回りとか、どちらの方向を言うていいかわかりませんが、いわゆるロータリーにぐるっと回る、そういう路線バスをこしらえてもらったなど。そして、宍粟を売り込むのに、宍粟がバスに乗って見えますよというふうな、その路線バスですね。金額的には、今、千種から山崎までが約1,000円から1,500円ぐらいかかるそうです。それから、千種からたつのまでが1,900円から2,200円、千種か

ら佐用に回ると1,400円から1,800円、千種から三河までが700円から1,000円と、そういうふうな路線バスの金額になっておりますが、1周すれば1,000円で回れるんだというふうな、それをダイヤを考えて、いわゆる波賀町の道の駅で買い物をしたら帰りに、今度左回りか右回りかわかりませんが、千種のほうを回ってきたバスが返ってくるから、またそのバスに乗って帰れるんだと、そういうふうな路線もひとつ考えてみるべきじゃないかなと、こういうふうなことも思っておりますので、その点はどうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） その案もたびたび聞かせていただいておりますが、ただ、ロータリーというのは私が考えますには、都市部で連なって行き先があるとか、人口集積地があるとかいうところについては非常に有効な手段だろうと思っておりますけれども、少し宍粟市のような過疎地域に大きく回るロータリー運行というのはどうなのかなという思いもいたしております。

また、繰り返しの波賀から山崎に来るのに千種を回って来る人はいないし、千種から山崎に来るのに波賀回って来る人はなかなか現実としていないのではないかなという考え方もありますので、いろんなことを考えておる状況でございますので、一つの案として検討を加えてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） そのバスで色を変えて宍粟をPRする、そのバスの路線にはいいとこがないというのであれば、いいとこをこしらえていただいて、どんどんPRをしていただくバスであってもいいのではないかなと、そのように思います。今、副市長のほうから検討して考えておくということでございますので、楽しみにしております。

続きまして、田井中線のことにつきまして、非常に申し上げにくいんですが、私も産業建設の委員でありまして、何で委員会で言わんのやということになるかと思うんですが、非常に地元からどうしても思わん車が多うなったと。何とかならんだろうかということでございます。特に、出石で拡張されて車が多くなったために、1軒だけカーブで家からこの時間にどうしても出られんのやと。いわゆるバックで上がるわけにもいかんし、いわゆる頭から上がるということですか、そうすると、やっぱりバックで出てこなあかん、もう1人が誰かが見ておらないと、当然出られないという場所がございます、何で私とこだけこんなことになるんじやというふうな意見をいただいております。このことにつきましても、本当に早急に対処してい

ただきたいなと思います。回答をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それではお答えをいたします。

先ほど言われました田井中広瀬線、特に春日谷以南の3軒の部分、特にカーブ中  
でございます。それから現地も私も何回も踏査をさせていただいてますが、路面高  
の問題、それから、ちょうどその3軒の部分につきましては路肩に余裕がない箇所  
でもございます。そういうような中で、先般具体的に県とも協議していますのは、  
まず河川側に何らかのパラペット等々の壁をつくる中で、全体車線を川のほうに何  
ぽか暫定的に寄せられないかということが1点と、もう一つは、重複区間でもござ  
いますけど、とり合い道路の関係もございますので、路面高の修正ということも今  
検討を入れております。それと、これは個人の方にもお願いしたいわけございま  
すが、今、視認距離が非常に遮られていますのは、民家の樹木等々も支障になっ  
ているというふうに私も感じております。そこらの部分もまた土地の地権者なりに十  
分協議をさせていただいて、協力を願えるところは願っていききたいなというふう  
に考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 拡張していただいて開通をいたしましてから自動車の事故  
は大きなのが2カ所、交差点で1カ所、そして高所地区で1カ所ございました。今  
歩道といえますか、歩行者の事故は起きておりませんが、もう本当に心配でござ  
いますので、事故の起きない間に何とか歩道設置をお願いをいたしまして、質問を  
終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、16番、小林健志議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 9番、藤原でございます。議長の許可を得ましたので、通告  
しておりますところの大きく2点について質問させていただきたいなと、このよう  
に思います。

まず、1点目の道路区域内の民地の早急な整理について質問をいたします。

平成23年度の決算資料によりますと、市道等で登記がされていなくて、道路内民  
地として、いわゆる未登記の件数が合併時に2,100筆ありましたが、現在では1,900  
筆ということで、約200筆整理減になっているとのことであります。しかし、これ  
以外にも里道あるいは林道から昇格した市道のうち、道路区域内に民地として存在

している、いわゆる未登記分ですけれども、現在把握しているだけでも約8,000筆はあるとのことでございます。そこで、3点ほど質問いたしたいと思います。

まず1点目ですが、合併して8年目になろうとしている中で、200筆ぐらいしか登記が済んでおりません。このペースでいきますと、全部済みますまでに何百年とかかるのかなあ、このような思いがあるわけです。また、先ほども言いましたように市道等に昇格していない林道・農道等の状況はどうなっているのか。そういう整理状況も踏まえ、今後の対応について答弁を求めたいと思います。

また、2点目ですが、農道・林道も含め道路区域内民地の固定資産税の課税はどうなっているのかなという質問であります。

また、これに対する税の異議の申し立てであるとか、問い合わせ等があったのかどうか、なかったのかどうか、それについて答弁を求めたいと思います。

小さく3点目ですが、この23年度の決算資料によりますと、公共事業の進捗及び開発企業誘致等に支障があるとのことですが、どのような支障があったのかどうか、具体的に説明を求めたいと思います。

続きまして、大きく2点目の林業・木材産業を地域産業として再生について質問いたしたいと思います。

ここまで私も再々農林業の振興ということでもいろいろ質問してきておりますけれども、国の森林林業再生プランによりますと、2020年までに木材自給率の目標50%ということになっております。この計画によりますと、林業経営・技術の高度化・森林組合の改革・民間事業体のサポートや技術者等育成体制の整備などがこのプランに大きく上がっております。具体的な取り組みが私はあまり見えてこないかなあ、このように思うんですけれども、取り組みについて答弁を求めたいと思います。

まず、1点目ですけれども、この国の再生プランによりまして、本市の林業がどのように改善されたのか。あるいはその取り組みについて具体的に答弁をお願いします。

それから、2点目ですけれども、県の緑税を利用した補助事業は一部継続されているわけでございますけれども、枝打ちあるいは間伐等の補助事業、市の単独事業も含めましての廃止または変更等について、具体的にお伺いをいたします。

最後に、3点目ですけれども、本市の後期基本計画によりますと、いわゆる小規模森林等集約した低コスト経営団地を整備する必要があると計画に上がっていますが、具体的な取り組みについて、御説明をお願いいたしたいと思います。

以上、答弁を求めまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対して、順次答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 私のほうから道路区域内民地の固定資産税の課税状況と税に対する異議、問い合わせ等について、お答えをさせていただきます。

まず、道路区域内民地の固定資産税の課税については、登記簿上の地目に関係なく、現況が公衆用道路敷になっている場合、現地を確認の上、道路敷になっている地籍分を現況地目、公衆用道路として非課税とさせていただいております。

また、道路区域内民地の固定資産税の課税に対する異議、問い合わせにつきましては、毎年若干数ありますけども、関係部局と連携して個別に対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、道路内民地の早急な整備ということで、今の現状、課題、取り組み等々についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議員御案内のとおり、まず市道における関係でございますが、相続などのいろいろな要件の中で、やむを得ず登記されていない未登記地が現在、御案内のとおり1,900筆ございます。さらに、農道ですとか林道ですとか土地所有者から提供されてでき上がり、その後昇格した市道のうち、道路区域内にある民地が現在確認しているだけでも約8,000筆あるということは先ほど言われたとおりでございます。

そのような中、取り組みとして、まず事業に該当した箇所や個人から申し出があった箇所で、原則寄附の承諾が得られた場所について処理をしておりますが、それぞれ地籍調査の制度等さまざまな要件、ケースがございまして、解消するまでには相当の時間や莫大な費用を要しております。先ほど言われましたように、年間20件から30件の解消にとどまっているという状況の中で、根本的な処理には至っていないというのが現状でございます。そのほか林道につきましても、広域林道など一部を除いて森林の一部として開設された道でございます。ほとんどが分筆をされておられません。農道につきましても、圃場整備等々で行われた以外、民地のままの状態です。市道になっているという状況でございます。

具体的な取り組みの対応といたしまして、今行っています山林、平地も含めました地籍調査の早期の促進ということをまず1番に思っております。2番目といたしまして、今、多課にまたがっています地籍図の管理業務の一元化ということを考え

ております。そのほか非常に特殊な業務でございます。土地管理に係る職員のスキルアップということで、研修等々の参加等によりますスキルアップ等を考える中で、重要課題として今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

3点目に御質問がありました公共事業の進捗、さらには開発企業誘致等にどのような支障があったか、具体的にということでございますが、申しわけございませんが、具体的な箇所等々につきましては、土地所有者等個人を今後類推する予測が非常に多く考えられますので、差し控えさせていただきますが、現在、国・県・市の道路改良事業・砂防事業・急傾斜事業等々で予算箇所が決定された中でも、やはり先ほど言いましたような事情によりまして、用地買収が遅れたり、また登記業務がなかなか進捗しないということで、事業が遅延したり、また中には中断したケースがあるということは御案内のとおりでございます。

さらに、企業誘致・開発等につきましても、現在では少なくなっていますが、バブル最盛期のころ、企業進出に係ります問い合わせ等で地籍調査、現地等を確認した中で、このような事態の中で、やむを得ず見送ったというようなケースも多々あったというふうに私自身も感じております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 私のほうからは、林業・木材産業の地域産業の再生について、お答えさせていただきます。

3点ほどあったと思いますが、まず1点目の国の森林・林業再生プランによって、本市の林業はどのように改善されたのかとの質問でございますが、木材安定供給体制を構築し、儲かる林業の実現を目指し、施業の集約化を促進するために、森林の整備や木材生産の効率的に必要な路網の整備及び高性能林業機械を組み合わせた作業システムの構築、普及、定着を今現在図っているところでございます。

その結果としまして、既存の山崎木材市場の原木取扱量も計画量年間6万立米に対しまして、平成23年度の実績でございますが6万9,000立米、約7万立米弱ですが、増加しております。それから、ひょうご木材センターにおきましても、平成23年度が本格的な稼働状態だったんですが、1年目ということですが、目標が10万4,000立米でございましたが、結果としましては9万2,600立米となっております。これは東日本の大震災の影響もあったことで、木材の取扱量が減ったということもございまして、全体的に宍粟市における木材の流通は約年間10万立米流通増となっ

ております。このことを見ますと、ほぼ順調に木材の搬出が進んでいると考えております。

また、森林法の一部改正に伴います宍粟市森林整備計画の見直しを行う中、県、しそ森林組合等と連携しながら森林所有者等が作成する森林経営計画の指導また助言を今現在行っているところでございます。

公有林の整備つきましても、積極的に行うことによりまして、路網の整備の促進と同時に搬出間伐が進み、原木の供給量を拡大できたと思っております。森林・林業再生プランで示された木材自給率50%の達成にも寄与できるのではないかと現在考えておるところでございます。

さらに木材利用の拡大に向け、県が定めた兵庫県公共建築物木材利用促進方針に即して、公共建築物などの木材利用の推進を図るため、宍粟市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針が概ねできまして作成しました。あとは民間の公共施設もございますので、今現在パブリックコメントに付する予定で作業を進めているところでございます。

それから、2点目の枝打ち、間伐等の補助、市単独事業を含めましての廃止または変更について、具体的に説明してほしいということですが、枝打ちについては、現行のまま現在も継続されています。制度改正で間伐は補助の必須条件として経営計画を作成するという事になっておりまして、間伐・更新伐の事業では1申請ごとに5ヘクタールとか、ヘクタール当たり10立米の搬出が必要ですよというような条件等がございまして、そこら辺が改正点になっておりますが、枝打ち等については継続された状態でございます。

それから、3点目の本市の後期基本計画に小規模森林等を集約した低コスト経営団地を整備する必要があるとされている具体的な取り組みについての質問であります。森林施業の集約化と効率化を図るために、平成23年度までに110団地、7,461ヘクタールにおいて路網整備の促進、同時に間伐の推進を行っております。森林施業計画からも森林経営計画への変更となります本年度以降においても、県、しそ森林組合と今後も連携を図りながら、森林所有者等に事業の内容を周知しまして、計画作成の可能性が高い生産森林組合と自治会を中心に指導、助言を行って、低コスト経営団地の形成並びに増加を図ってまいりたいと現在考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、質問しました順番に再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどありましたように、寄附等の申し入れといいますか、そういうことでの順番に登記をしていくと、進めているということであったんですけども、現実の問題として、私が言いたいのは、そこには優先度とか、要するに順番とか、そういうものはないような答弁だったんですけども、実際、土木費の管理費の中に委託料ということで、700万円でしたか、決算では620万円前後の金額だったと思うんですけども、その委託されておる内容ですね、どういう部門といいますか、事務的なもの、どういうところへ委託されているのか、お伺いいたしたいと思います。わかりますか、600万円の内訳です。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、お答えいたします。

先ほど言われました委託料の620万円なり、まず予算の置き方でございますけど、先ほど申し上げましたように、申し出があったり事業箇所が特定できたところから処理をしていくという状況の中で、当初予算計上と最終の決算とは毎年かなり違っております。その分をまず御理解をお願いしたいと思います。

それから、620万円等々につきましては、それぞれ申し出があったものにつきましての地図訂正、地籍図訂正、それから中には字限図の訂正も含めまして、ほとんどが土地家屋調査士等々に委託している業務というふうに理解していただいたら結構かと思えます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 多分そうだったんですけども、私が言いたいのはその辺の部分、例えば登記の公共嘱託登記ですか、市とか町の場合には町長、市長が嘱託登記ができるというようなことになっておりますので、多分その地籍測量図であるとか、そういう細かいことになると、土地家屋調査士さんの仕事になるということなんですけども、私は市の職員の中にも測量士なり測量士補をお持ちの方がいらっしゃると思うんで、もしそういうところだけであるならば、直営で、あるいは一部臨時職員を雇用してもいいと思うんですけども、できないかなあと、このように思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題については、旧町からそれぞれ引き継いだものもあるのではないかなと思っておりますが、こうしたことはできるだけ早くなくさない

といけない問題でもありますので、そういった点は職員の囑託等も当然使いながらやっているものもございます。ただ、地籍を合わせるときに、ところによっては食い違いもございます。そういったことの合わせるといいますか、調整をするといえますか、そういうややこしい問題もありますので、そういったことについてはやはり専門の測量士なり、あるいはそういったところに委託しなければならない問題もかなりありますので、そういった点もひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） そこでまた、これちょっと角度が違うんですけども、いわゆる普通交付税の基準財政需要額の中に道路の延長、あるいは面積が基準によって交付税が増えたり減ったりするわけなんですけど、このいわゆる民地内で登記されていない部分の交付税というのは、不利になっているというんですか、減になっていると、そのようなことはないでしょうか。企画総務部長、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） おっしゃるとおり地方交付税は道路の延長・面積に算入されております。ただ、市の市道の面積は名義に関係なしに、市道の面積と延長そのままでございますので、名義が例えば個人の名義であっても交付税には算入されております。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） ということは、道路台帳には整理されておると思うんですけど、道路台帳に記載されている分、ただ、その中に民地があったとしても、それはそのものとして有利にといいますか、需要額に算定になっておるといことなんですね。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） はい、そのとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、税の話でまた恐縮なんですけども、先ほど部長の答弁では、現況課税であるということで適正にといいますか、非課税でされているということでございます。しかし、この決算資料によりますと、現在把握しているだけでも8,000筆というような言い方がされておるんですけども、果たして本当に適正に100%できているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 宍粟市内の中の道路につきましては、国・県道、そ

れから市道、市道の中にも農道があったり林道があったりするわけですが、国・県につきましては、用地先行型で割かし名義、所有権移転を先にやられるということが多いんですが、市の場合、特に農道・林道につきましては、昔から土地を出し合って道路をつけるということがございました。用地先行型よりも工事先行というようなことでもやられておられます。そういったことで道路が昇格して市道ということになっておりますので、当然8,000筆の中にはそういったことで、まだ名義が所有権移転されてないものがあるかと思うんですが、税務課のほうでは、その部分がどの路線でどのぐらいという把握については、できておりませんが現状でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それならば、例えば特に私は林道の場合を一番言いたいんですけども、現況課税で先ほど林道の道路敷につきましては、今言うように非課税になっているという答弁があったんですけども、その趣旨からいいますと、かなりそれは非課税として整理されていないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 林道につきましては、ほとんどされてないのが現状かと思えます。といいますのも、林道につきましても基幹林道とか林内作業道とかいう種類がございます。幹線林道につきましては用地買収等もございますけども、作業道につきましては、あくまでもその山の中の作業が完了するまでの道路であって、最終的にはまた山に戻すというような趣旨の道路でございますので、明らかに広域林道であるとか、そういった公の林道の中でそういった申し出があれば、また関係部局ともまた協議させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 私は作業道のことは言うておりません。いわゆる幅員4メートルの林道、道として利用する部分について、きっちり整理されているのかなあ、どうかなあということをお聞きしておるわけでございます。また、この辺は後日にまた質問させていただきたいと思えます。

3点目のこういった未登記の部分が企業誘致等々に、あるいは公共事業の進捗に支障を来したというようなことがあったわけでございます。しかし、私はもうちょっとその辺、現場と連絡しながら、宍粟市自体も企業誘致ということを積極的に進

めている中、もしそれが原因で企業誘致がだめになったというようなことが果たしてあるかなあ、どうかなということは思うんですけども、今、企画総務部長の答弁なんかにもありましたけども、いわゆる市道の認定というのは税のほうでも現況課税で非課税になっている。それから市道認定についての議決を得て宍粟市の道にしていると。そして、道路台帳にももちろん整備されている。そういう中で、企業にとって民地が残っておるということがどれぐらい不利なということですか、企業を新設するのに障害になったのか、その辺がちょっと理解できなんですけども、その辺ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） 企業進出に係ります支障の問題でございしますが、道路内民地だけではなくに、先ほども市長のほうから答弁もありましたように、特に登記法の改正によりまして、現地、それから字限図、地籍図との整合ということが非常に厳しくなってきました。従来でございましたら、例えば分筆する場合に、その分筆に対する辺長だけの測量でよかったのが、全筆、さらには境界、周囲の立会まで全て必要というような登記法の改正になりまして、非常に時間と労力を要する状況になってきていると。そういうこと自体がやはり企業の進出なり公共事業の進捗に大きく支障を来しているというふうに御理解をお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 一応説明は説明として受け取りますけども。ちょっと前後しますけども、先ほど林業の関係でいろいろこういう改善された、こういう取り組みをしているというような答弁があったわけでございます。この中で、私のことを言うて申しわけないんですけども、いわゆるしその森づくりの枝打ちということで、自分の山を実測して1町5反ぐらいですか、それをいたしまして、この間森林組合に聞きますと19万かぐらいな補助金が出るということであったんですけども、旧波賀町時分には、単独の事業がございまして、いわゆる国県がつかなくても、旧波賀町が単独で補助をすると、枝打ち・間伐、それも面積要件が先ほど5ヘクタールか何か、これは間伐の場合ですけども、というような要件があったんですけども、それが10アール、いわゆる1反以上の面積でも対象にするというようなことで、本当に小規模林家の人は、自分の健康も兼ねて、ほな、やろうかなという、そういう取り組みがされていたんですけども、私が調べたというか、聞くところによりますと、

市単独事業として枝打ちもあるんだけど、要するにその最低基準が5ヘクタール以上とかと聞いとんですけれども、その辺はいかがでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 私の説明がちょっとまずかったかなと思っておりますが、まず森林施業計画というのは平成23年で切れました。その施業計画というのは、30ヘクタールの規模で、連担してなくて飛び地でもいいんで、この30ヘクタール分を森林施業するんやということの決めがございました。その中でいろんな造林補助とか枝打ちの補助があったんでございますが、平成24年度の4月1日から森林法の改正に伴って、5ヘクタールと先ほど言いましたものにつきましては、今度、森林経営計画という形になりました。計画は別に立てんでもいいんですが、今後その計画に基づいて施業するといったときには、その要件がございまして、補助対象になるかならんかということが間伐と作業路網についての補助が経営計画の中で示されております。その中で補助対象となるのが、今度は面積的なものはないんです。連担しなくても幾らでもいいんですけど、5ヘクタール以上の間伐で、なおかつ1ヘクタール当たり10立米の搬出をせなんだら補助にならないと。だから切り捨てられてもいいんですけど、山からなるべく木を出して、木の有効利用するということが根底にはあるんですが、そういう条件になっております。

それから、先ほどおっしゃった小規模のものにつきましても、一応平成24年度をもって終了になっております、市単独事業につきましても。それについても、かなりまだ今からの計画、2020年までありますので、それについてはいろんな形で、この場では実施するということとは言えんのですが、支援内容も検討に入れた形で支援していきたいなということで御理解いただきたいんですが。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 前の市長さんでしたか、林業の再生なくして宍粟の再生はないというようなことをよく挨拶なんかでも言われていたように思うんですけども、先ほど市内では10万立米ほど素材の使用量といいますか、それが増えたということなんですけども、ただ、私が言いたいのは、この中で宍粟材がどれぐらい占めているかということ、いわゆる地産地消という考え方なんですけども、これは以前の答弁がどうも半分以上が宍粟市以外、岡山あるいは鳥取から入ってきているというような状況で、あまり宍粟市の林家にとってはメリットがないかなあというような思いがしたわけでございます。そこで、これを小規模森林等の集約、いわゆる団地化とも関連がするわけなんですけども、森林組合とか、あるいは兵庫木材供給セン

ター、あるいは木材市場、そして林業事業体、林家も含めいろいろ連携が必要だと思うんですけども、その中でやっぱり行政としてのリーダーシップ、調整役が当然必要だと思うんです。その部分が私はちょっと弱いかなあという気がしておるわけでございます。

というのが、これ久万林業活性化センターのパフレットなんですけども、これによりますと、ここは要するに活性化センターということで、町の職員を張りつけて、そこで森林組合と一緒に、その団地化、30ヘクタールあるいは50ヘクタールの1林班といいますか、そういう集約化を図っている取り組みをされておるんです。内容については、これ3ヘクがいいんかどうかわかんけども、3町歩以上、3ヘクタール以上の林家を対象に参加してください、団地化に入りませんかということをお願いして、通知して、そして返ってきたやつで、たくさん返ってきた地区から集中的にその地区から団地化を図っていくと。もちろん説明会もしていくというような取り組みをされているようでございます。

宍粟市内が110団地か何か、さっき言われたんですけども、もう今の取り組みは何か自治会とか生産森林組合であるとか、まとまった10町、20町、そういう所有者方を対象にされている。それはそれで平行して進めたらいいんですけども、そうじゃない、いわゆる宍粟市なんかやったら、50アールですか、以下の林家がほとんどで、件数的に、が多いんじゃないかなと。しかもその山というのは民家の近くにあるわけですから、やはり防災面からも、そこをまた重点的にやらなければならないのかなあ。また、道をつけるにしても、そこから打ち上げなければ、その公有林にしても町有林にしても、大体山の奥が多いわけございまして、一番また犠牲になるは手前というようなことがあって、なかなか理解が得にくいかなあ。そういう気がするんですけども、これ市長に聞いたらいいんかもしりませんが、こういうもう少し行政が、市がリーダーシップをとるように、例えばこれ例ですけども、林業活性化センター、そういった取り組みができないかなあ。答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 林業の問題、今おっしゃったように、1町歩に足りないよなということになれば、そして家の近くということは、昔は逆に里山やったのではないかなと。そこに木を植えられているんじゃないかなと。そういうことも言えるわけでありまして、そういうところ、逆に防災という面からは必要ではないかなと。逆に間伐というよりも、もう全部切ってしまうというようなことが必要やないかなと。そういうことも思うわけでありまして。そういうことの中で、山を強くして

いくということも大事だろうと。

それから、そういうことの中で、市としてもそういうことはずっと順を追ってやっていきたいわけですが、なかなか了解がとれないというのが現状だろうと思います。

前にもそういう話をしたことがあるんですが、やっぱり地域で何とどこ危険箇所やからというようなことで、まとめていただかないと、なかなか難しいんじゃないかなと。市がどうですかどうですか言うて、職員にいっぱい行かせて、ほな何ぼくれるんやと、そんな話ではなかなか進まない。そういうこともひとつ逆に進めて私はいただきたいなと。そういうことになれば、新しい支援策も出てくるんじゃないかというふうに思います。

それと、市なり国なり県というのは、ある一定の制度というものを考えていくのが行政でありますし、森林組合というのは、どういう団体かといいますと、加入している林家のためにいろいろ現実的にやっていくのが森林組合の役割であります。そういうことで、行政の役割、森林組合の役割というものをきちっとしながら、今おっしゃったようなことができるのであれば、また考えてもいいのではないかなと思います。

ただ、何でもかんでも森林組合がちいと難しい言うたら、行政がもっと何かやれとか、そういうようなことでなしに、やっぱり役割というものをきちっとお持ちをいただいてということをお願いをしておきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 言われるとおりでございまして、山林も個人の財産でございまして、当然公的資金といいますか、補助を入れるということも、そら当然限界があると思いますけども、しかし、現実問題として、農地の放棄田と同じように、だんだん高齢化になって付近の山の手入れができないというのも、これも現実の話でございまして。その辺を踏まえまして、どないど今後検討していただきたいなあ、小規模林家についても対応をきっちりしていただきたいなあ、このように思います。

私、いつも言っておりますけども、ない物ねだりではなしに、今あるものを最大限に利活用しようという思いでいつもおるんですけども、昨日の同僚の答弁で市長が今ある資産・資材について、また新たなる取り組みを、利用というようなことも答弁されたように記憶しておるんですけども、そういう意味で、今後ともこの林業につきましては、ほんまにさんずいへんがついて淋しい業務になっておるのが事実なんですけども、それでも地域にとっては貴重な資源、財産であろうと思いますので、

今後とも強くそういう要望をしておきまして、宍粟市の林業が再生できますように  
よろしく願いをいたしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、9番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。一般質問を行います。

幼保一元化問題について、この間ずっと取り上げてきておりますけども、今回は  
幼保一元化問題に絞って四つの角度からお聞きしたいと思います。

まず、第1点目は、これはずっとこの間お聞きしている内容でありますけども、  
幼保一元化のあり方というのは、地域の実情に応じ、柔軟な対応をすべきではない  
かということについてであります。

中学校区の就学前の教育・保育の検討委員会の10月1日の議事録を見ますと、地  
域住民が公立の認定こども園を要望しても、教育委員会は公立では考えないと答え  
ております。これでは、市の幼保一元化の方針を理解してもらうのが目的の会議と  
はならないのではないかと思います。

市長がつくった住民自治基本条例の原則に立ち返って、幼保一元化計画の押しつ  
けではなく、地域住民の要望に沿った幼保一元化のあり方こそ目指すべきではない  
でしょうか。市長、教育長にお聞きいたします。

この間、ずっと教育長のみが答弁されておりますけども、市長も思いというふう  
な形での教育委員会への想いは発表しておられますので、そういう点で今の現状を  
見て、教育委員会の独立性ということからいいますと、市長の思いと形で十分か  
と思いますので、このあたりのことについても答弁をしていただけたらと思います。

次は、2点目でありますけども、教育の中立性という観点から見て、公立幼稚園  
を廃止して、社会福祉法人運営の認定こども園に幼児教育を全て任せてしまってよ  
いのかどうか、この点についてお聞きいたします。

宍粟市の幼稚園は全てが公立であります。設立当初は5歳児が対象のみであった

ものが、現在は4歳児も対象になっております。しかし、教育基本法では3歳児も幼稚園の対象になっております。幼稚園教育要領保育指針も幼児教育については今のところ全く同じになっております。しかし、その実践過程においては、それぞれの社会福祉法人や施設長の独自の道徳観やとか、物の価値観に影響されることも多いのではないかと思います。しかし、公立ではそのような心配は起きませんし、あってはならないと思います。そこに選択肢があって、保護者が納得の上で民間の幼児教育を選ぶか、公立の幼児教育を選ぶか、そういう選択肢があればいいわけでありますけれども、そういうふうなものがない千種なり波賀の環境の今目指しておられる認定こども園のあり方というのは、問題があるのではないのでしょうか。市長と教育長の考え方をお聞きするものであります。

先ほどの2点目とも関係しますけれども、子育て施設は子どもにとっても保護者にとっても公と民間があるということが大切ではないか。このことについて、お聞きいたします。

今、多くの自治体で行政改革として公立幼稚園や保育所を社会福祉法人であるとか、また学校法人に運営を委託する方法が検討され実施されております。その目的は、行政経費の削減であります。しかし、幼児教育・保育は公立と民間があって初めて相互牽制作用も働き、幼稚園や保育所の充実に繋がってきたという歴史があると思います。地域に一つの民間施設しかないということになりますと、先ほども言いましたけれども、施設の選択肢がなくなる、公立と民間の牽制作用が働かなくなると思います。子どもの数が減っているからと一つの施設にまとめてよいものではないと思いますが、市長、教育長の考えはどうでしょうか。

最後、4点目であります。子ども・子育て関連3法案による新システムの2年後の施行を考え、今の幼保一元化計画は凍結すべきではないかということについて、お聞きいたします。

子ども・子育て新システムは、子育て施設を利用しようと思えば、市に申請をして短時間か長時間の認定を受けなければならないということと、また、原則施設との直接契約になること。また、その財源には、2年後に実施される消費税の増税の財源が当てにされていることなど、二重、三重に市民の子育て施策を後退させるものとなっていると思います。しかし、このもととなる法律の政令や省令が出されていないので、その詳細はまだ不明なままであります。しかし、子ども・子育て支援法案では、この法律の基本指針に沿って5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画をつくることが義務づけられております。この法律の施行については、2年後

とされておりますが、この計画をつくるまで、幼保一元化計画は凍結すべきではないかと私は思うわけでありますけれども、市長と教育長の考えをお聞きいたします。以上。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 幼保一元化の問題につきまして、4点御質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の幼保一元化のあり方という部分でございますけれども、幼保一元化の方向性につきましては、これまでも御答弁させていただいております。

就学前の教育・保育を推進する委員会というのを宍粟市全体で立ち上げておるわけですが、そういう中で、いわゆる宍粟市が目指す幼児教育、あるいは保育の姿、あるいは社会福祉法人で担う場合に、具体的にどういう課題があるのか整理しながら、質の高い教育・保育の提供ができる、そういう仕組みを今検討させていただいております。

また、それぞれの地域の委員会においても、この幼保一元化の問題について、それぞれの地域の法人、あるいはその地域の教育課題等もございします。その地域の特性や課題等も整理ながら、運営の主体、あるいは場所、時期、その他につきまして、その方向性を検討させていただいております。そういう意味では、地域の皆さんと十分協議をしながら、この幼保一元化の問題については進めていくということでございます。

それから、二つ目の教育の中立性といいますか、社会福祉法人の運営で任せてよいのかという、そういう部分でございますけれども、先ほど申し上げましたように、就学前の教育・保育を推進する委員会において、いわゆる保護者・地域・運営主体、また行政が一体となって、いわゆる全ての子どもに質の高い教育・保育を持続可能な形で提供できる、その仕組みとしてガイドライン等を検討させていただいております。また、あわせて子ども像といいますか、しそくこども指針という、そういうものに基づいて、教育・保育を提供していくという、そういうことでございます。

こうした中で、いわゆる基本ガイドラインだとか、あるいは目指す子どもの姿、こども指針、そういうものを踏まえた上で、社会福祉法人の理念や特色が出てくる、そういうふうにご覧いただいております。

そういう意味では、この中立性という部分について、よいのかという部分については、我々は、この形で質の高い教育・保育、教育の中立性も含めた、そういう教育・保育が提供できると、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、3点目のいわゆる公と民とがあることが必要ではないかという、そういう御質問でございますけれども、この幼保一元化をお願いするに当たりまして、いろいろこれまでも御答弁申し上げてきたところでございますけれども、現状の中で、まず公立と民の施設が併存した形で、いわゆる集団規模が確保できないという、そういう状況があります。20人を切るといような地域もあるわけですし、現状、幼稚園に行っておる子どもと保育所に行っておる子どもが半分に分かれて、今、教育・保育を受けておるとい、そういう状況の中で、もう一度申し上げますけれども、なかなか公立と民間が併存していくという状況が難しいという状況がございます。あわせて適正な集団規模を確保しながら、社会性・人間性を培うという、そういう極めて重要な時期にそういう環境を整えるということでございます。

今、市が教育・保育を推進する委員会で協議いただいております内容につきましても、いわゆる施設が一つになっても、今御指摘いただいておりますような、そういう部分については十分対応できるという、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、4点目の子育て関連3法の部分で、幼保一元化を凍結すべきではないかという、そういう御質問でございますけれども、これも、これまでも御答弁させていただいたことですが、今、市が進めております幼保一元化の推進というのは、現行のいわゆる認定こども園制度というものにのっとって実施していこうという、そういう部分でございます。新たな法律でやるということは、これからの部分あるわけですが、現行法で、今、計画を立てておるところでございます。

それとあわせて、現状、子どもの数が非常に減っておる状況があります。そういう意味では、子どもの教育・保育の環境を早く整えていくということもあわせて非常に重要な部分ではないかと思っております。

それから、御指摘のいわゆる子ども・子育て支援法という法律でございますけれども、基本的には、今我々が進めております現行法、認定こども園の制度という部分につきましても、大きく方向が変わるものではないという、そういう思いをしております。そういう意味でこの幼保一元化計画を進めていきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） まず、1点目の地域の実情に応じてということですが、

この間、千種の就学前の教育・保育検討委員会や、あと波賀の検討委員会等、学校規模適正化の問題やとか、あと市の検討委員会なんかについても議事録が出ております。その中で、一番最新の会議についてはわからないんですけども、その議事録を見る限りにおいては、教育長は協議しながら決めていきたいというふうなことをおっしゃいますけども、協議しながら決めていくと言うにすれば、先ほども言いましたように、ここにも議事録がありますけれども、委員の方が公立の認定こども園をつくってほしいと意見を出しても、市は受け付けないのか。このことに関して現段階ではそれは非常に難しいということしか言えないというふうなことで、もう結論ありきになっている議論になっているんですね。だから、これでは何のための検討委員会になっているかということがわかりません。

それと、もう一つは、これは波賀の2回目の検討委員会の議事録では、これはおもしろいことを言っておられます。全委員が認定こども園にすることを反対した場合は中止してくれるのか、このことに対して地域の皆さんが反対する場合はできないというふうに答えておられるんですね。ということは、千種においても、昨日の質問の中で、1月には地域委員会としての結論、市の基本指針やガイドラインも概ね1月にはでき上がるというふうな方針ではありますけども、そういう点で言いましたら、もし千種の方が認定こども園は要らないんだと、もうしばらくは現状維持で公立の幼稚園と保育所でいいじゃないかというふうなことになった場合は、そういうことが可能なんですね。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） お答えをいたします。

まず、千種の先ほど10月1日の議事録のお話がありました。それぞれの委員会ではいろんな意見が出るわけです。そういう意味では、何とか今委員が御指摘いただいておりますように公立でという意見も当然あるわけですし、それから、なぜ公立にこだわるのか、どちらでもいいじゃないかという、質の高い教育・保育をしたらいいじゃないかという、そういう当然いろんな意見があるわけでございます。私は、基本的にはそういういろんな意見を聞かせていただきながら、最終的に質の高い教育・保育ということと、何度も申し上げておりますけども、持続可能な形でこれをやらないと、なかなか教育・保育と申しますか、将来の子どもたちにとってはマイナスであるという、そういうふうに考えておるわけでございます。だから、全員がどうであればということではなくって、そういう基本的なところをきちっと議論して、そういう中で、例えば本当に社会福祉法人で任した場合に、どういう不安があ

るのかというような意見もいろいろ出たわけですし、昨日も、もし経営的な問題が起こったときどうかという、そういうふうな意見もいただいたわけですが、そういう部分について、社会福祉法人に任せたときに、こういう課題があると、そういうことを、いわゆるガイドラインあるいは質の向上とか、あるいはこども指針とか、そういう全体の中でこういう形であれば任せられるという、そういうガイドラインをつくっていただいたわけですが、そういう中で、最終的に地域の皆さんに協議をいただくという、そういう形でございますので、今、もしこうだったらどうかという、そういうことについては、今協議をしていただいておりますので、十分理解をいただきながら進めていくということでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） こういう形なら任せられるというふうなことで、誤解していただいたら困るんですけども、私は社会福祉法人が質が低いとか、そういうことで民間委託は問題だというふうなことを申し上げておるつもりはございません。当然のことながら、民間の社会福祉法人というのは、親御さんが払われる保育料以外は全て公費で賄われておるわけですから、そういう意味で公立に準じたものであるということは十分理解しておりますけれども、ただ、先ほども言いましたように、公か民かというふうなことを言った場合に、なぜ民間のそういう社会福祉法人をつくってとか、宗教法人をつくってとか、山崎には有限会社の保育所もありますけれども、そういうふうなそれぞれの方々が独自のやり方で子育て施設、保育所をつくられた背景には、やはりそれぞれの方の自分たちの子ども、地域の子どもはこういうふうに育てたい、そういうふうな理念があって、私は独自の施設をつくっておられると思うんですね。

そういう点で言うと、本当に山崎の施設のことでも幾つか聞いていましたけれども、やっぱりそれぞれ特色を持って切磋琢磨しながら、お互いの施設、公も参考にしながら、民も参考にしながら、お互いやっぱり私とこの施設に来てもらえるような、そういう特色のあるものをしておられます。保育ということは、それでいいんですけども、片や幼児教育ということになったら、果たしてそれでいいのかなと。

これも千種の4回目の検討会で事務局が説明しておられますけども、平成20年までは幼稚園は教育、保育所は保育をしてきた。平成20年に保育指針が変わり、まだ歴史は浅いが共通のねらいを持って、子どもを教育しているのが現状。保育所の場合、社会福祉法人になると特色のある保育・教育もしているというふうに教育委員会自身認めておられるわけですよ。だから、幼児教育という点において、そういう

意味でも本当にまだ歴史は浅いわけですね。ですから、そうやって今まで長いこと続いてきた公立保育所をなくしてしまう、しかもその千種と波賀については1カ所の保育所と、波賀については2カ所の幼稚園はありますけども、そういう形で1カ所に今の計画でいうと認定こども園しかできないと。そういうふうになった場合に、全く一宮と山崎とは別の環境になってしまうわけですね。ですから、恐らく幼稚園的な性格を持たせるために、認定こども園になると、当然通学区域というふうなものも想定されるでしょうし、でも、保育の関係になったら、その通学区域というのは無視して自分の好きなところへ行けるというふうなことにもなってくるということを考えますと、山崎や一宮については選択肢があるけれども、波賀や千種については全く選択肢がない、こういうふうなことになるわけですね。ですから、全然置かれている状況が違うんですよ。その点について、市長はどう思われますか。状況違うでしょう。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的な内容につきましては、今、全体の会議、そしてまたそれぞれの地域の中での会議、そして教育委員会の方針等いろいろ協議をされている最中でありまして、したがって、今、私がこうだああだということは差し控えたいと思います。

ただ、住民自治基本条例の関連であります、これについてはこの前文にも書いてありますように、行政・議会・市民それぞれがしっかりした責任を持っているとやっていくんだということを明記がしてあるわけでありまして、だから、何か言ったらやってもらえるんだというような安易なとらえ方はしないでいただきたいと思っております。

そしてまた、じゃあ世論って一体何なのかということにつきましては、以前、岩路議員の御質問にお答えをしたことがございますが、広く会議を起し万機公論に決すべしと、これが一つの世論ということでありまして、今、日本語では世界の世論とで一本になってしまいましたが、与えるというのが輿論であって、それがいわゆるパブリックオピニオンと言われるのが輿論ということでありまして、もう一つ、感情に流されてというのがポピュラーセンチメントということでありまして、その辺のことも十分考えをいただきながら、お願いをしたいというふうに思います。内容につきましては、今申し上げたとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、いわゆる選択肢の話がよく出るわけですがけれども、

これも今まで御答弁させていただいておりますけれども、いわゆる例えば保育所に行くとか、幼稚園に行くとかいう、この部分につきましては、いわゆる家庭に選択肢があるかというふうな視点から見ますと、親の就労の状況で子どもの行き先が決まるという、そういう状況でございます。そういう意味では、やはり全ての子どもに等しく質の高い教育・保育を提供するという、そういうことを我々は考えておるわけでございます。具体的に言いますと、幼稚園へ行きたくっても、お仕事をされておる親御さんは行かせられないわけでございます。これも何度も申し上げてきておりますけれども、それが幼稚園と保育所があるから選択肢があるという、そういうことについては、私はどうかなという思いがしております。

それから、もう一つ、教育の中立性ということを非常に言われます。そういう意味で、社会福祉法人といいますか、民間が中立性が保たれていないんじゃないかという、そういうようなふう聞こえるわけでございますけれども、教育の中立性というのは、基本的に法律、憲法でも教育基本法でも学校教育法でも、あるいは幼稚園の場合には幼稚園教育要領という形できちっと示されておるわけでございます。そういう意味では、法律に定める学校という中に小学校、中学校、高等学校も入ってますけれども、幼稚園も入っておるわけでございます。認定こども園を目指す場合には、当然現行法では、いわゆる幼稚園の認可をとらないといけないということでございます。そういう意味では、法律できちんといわゆる教育の中立性を保つということが行われておるわけでございますので、例えば全国的にいいましても、少し統計的には古いんですけれども、平成22年現在で、文科省がいわゆる私立で言いましたら、約6割が私立であるわけです。私立の幼稚園であるわけです。だから、そういう意味では、法人さんになると教育の中立性が保てないということは、私はあり得ないことですし、そういうことがもしあれば法律違反ということになるかと思えます。ただ、特色という部分につきましては、先ほど岡前議員が御指摘いただいたとおり、それぞれ理念があつたり特色あるわけですが、それはあくまでも一つの法律にのっとって、幼稚園教育要領にのっとって、やるわけですので、そういう点には特にそういう問題があるというふうには捉えておりません。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 現行法では幼稚園をつくるに当たっては学校法人をつくらないけないということになると、やっぱり余計でも中立性という、私も表現がいいのかどうか、これ通告段階では思いつきませんでしたので、教育基本法で想定されている中立性というのは政治的な意味での中立性やというふうには私も理解してまし

て、この言葉が適切かどうかというのは思ったんですけども、でも、そういう意味で教育長も認められたように、やっぱり法人は法人での特色のある教育指針にのっとった実践というのはされるわけですよ。でも、それではなしに、公立幼稚園というのは、確かにそれぞれの幼稚園で当然特色を持った実践もされるでしょうけども、でも、ある意味平均的なものというのは、僕は公立幼稚園らしさの中で、公立保育所らしさの中でやっぱりあると思うんですよ。民間に配慮して延長保育をしないとか、一宮では4、5歳児を受け入れないとかいうこともあると思いますし、先ほど教育長が言われましたけども、仕事をしていたら幼稚園に行けないんだというふうにおっしゃいましたけども、前回私も申し上げましたけど、例えば一宮の幼稚園の預かり保育でいうと、あれも幼保一元化の一つの形なんですよ。ちゃんとお弁当を持って、昼御飯食べて夕方まで預かってもらっているわけですよ。ですから、そういうことで仕事を持っておられる方も一宮の場合は、1軒の社会福祉法人の保育所しかなくて、あとは公立の保育所というふうな環境の中で、そういう預かり保育という制度ができたんだと思いますけれども、でも、そういうふうなことであります。

それと、もう一つ、最後に申し上げたいのは、今は教育長が現行法でいくと言われました。でも、現行法でいけるのはこの2年間だけですよ。2年たったら、今言った子育て法の関連法案の関係で、保育所については、その就労状況に応じて短時間保育か長時間保育という認定がされます。それによって、例えば午前中だけ預けられる、午後だけ預けられる、それでこの認定こども園ができたときに、市長も教育長も当時の教育長も何回も言われましたけども、親の就労状況に関係なく認定こども園になれば預かってもらえるんだと。でも、それはうそなんですよ。4歳、5歳については、今のところ、実質法律上は3歳ですけども、3歳以上については幼稚園に行く場合については、そういうふうな認定、働いている働いてないにかかわらず行けますけども、0・1・2歳児については働いていないお母さん、お父さんがいらっしゃる場合については、短時間保育が適当か長時間保育が適当かという認定が受けられないから、利用できなんですよ。ですから、2年後の状況というのは全くどういうふうになってくるかわからないんですよ。

先ほども言いましたように、子育て支援計画をつくりなさいということになっとうわけですよ。それを今慌てて、なぜ千種で1月に結論を地域委員会で出して、あわよくば再来年というふうなことを考えておられるのか、平成25年度の補正予算で上げてというふうなことを考えておられるのかわかりませんが、これは運営す

る保育所側にとっても大変大きな問題なんですね。そら、半日保育でどの程度の保育料がもらえるのか、そういうところは全く明らかにされてない。幼稚園に例え行くにしても、幼稚園部分が果たしてどういうふうな保育料になって、今の公立幼稚園のような現行の安い保育料でやってもらえるのかどうか。そんなところが一切わからない中で、千種では何とか例をつくりたいというふうな思いもあるのかもしれませんが、進めようとされておる。ですから、この前、民主党がもともと提案していた総合こども園という、そういうのが全くなくなって、今は認定こども園もあり、幼稚園もあり、保育所もあり、これが三つともそのまま存続できることになっているんですよね。だから、全然環境が変わってきてるのに、まだ従来型のやり方で結論ありきで公立の認定こども園は認めない。とにかく社会福祉法人への認定こども園への移行しか考えていないと。でも、どう考えたって、それが千種、波賀ではもし強引に進められたとしても、それが一宮、山崎になったら、できないわけなんですよ。

今言いましたように宗教法人や有限会社の法人があるわけですよ。新しい法律では、幼保連携連型の認定こども園については、社会福祉法人にしか設立が認められてないんですね。ですから、最初皆さんが想定されておった全ての保育所が認定こども園になれるかのような発想というのは、そもそもできなくなっているということ認識いただいて、ですから、今、平成21年につくられた幼保一元化計画というのが一度凍結をして、やっぱり一からもう一遍検討し直さないで、経営する側、子どもを預かる側にとっても大変なことになると思いますけど、教育長、市長、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 2点についてお答えいたします。

1点は、いわゆる特色という部分についてですけども、一つになれば、そういう部分はどうかということですけども、今、いわゆる意見・提言書という形で最終的段階に入っておるわけですけども、そういう中では基本的な考え方として、いわゆる地域と保護者、あるいは社会福祉法人、もちろん行政、この4者が一体となって、このいわゆる認定こども園について運営を考えていくという、そういう意味では、今までのいわゆる法人の部分がもちろんその特色という部分があるわけですけども、そういう部分について、今御指摘いただいたような部分をガイドラインの中へお示ししておるわけですので、そういう部分については十分対応できるというふうに考えております。

それから、もう一つのいわゆる新しい法律ができるまでという部分ですけども、一つは、これも何度も申し上げてきたところですけども、子どもたちの状況というのは非常に少子化の中で厳しい状況になっておるわけです。例えば14人の子どもが半々に分かれて今教育・保育を受けておるといふ、もちろん人数のこともありませんけれども、今、岡前議員さんも御指摘いただいたように、幼児教育を3歳からやらないといけないという、そういう大きな社会の流れがあるわけです。昔は5歳の幼児教育という、1年の幼児教育が3年間という形になっておるわけです。そういう意味では、早くそういう環境と整えないと、いわゆる子どもたちにとっては、そういう時期というのは後戻りできないというのが我々が早急をお願いしておるといふことをございます。

それから、法律の例えば宗教法人、有限会社につきましては、我々としてはいわゆる社会福祉法人をお願いしたいという、そういうふうに考えておりますので、これは、この後それぞれ個々の法人さんとの協議になろうかと思えます。

それから、細かい細部につきましては、いわゆる大きな方針が市として、あるいは地元の皆さんを含めまして協議が調う中で、具体的に今言われたような部分については協議していくという、そういうことで進めていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。2秒でお願いします。

○14番（岡前治生君） 2秒では言えませんので、ちょっと時間を延長していただいてよろしいですか。

○議長（岡田初雄君） できるだけ短くしてください。

○14番（岡前治生君） はい。一つは、保育所の適正規模の問題なんです。これも第3回の市の委員会の教育・保育の質の向上検討部会の議事録です。これについて、市としては30人ぐらいなり、25人程度が必要だという、4、5歳についてでありますけども、言われております。その中で、委員のほうから4歳児が21人でも大変なんですよというふうな発言が出たりとか、保育園でも各10人ぐらいいれば適正人数のような気もするというふうなことやとか、例えば定員が30人ですから、31人の場合は16人と15人に分かれるわけですね。ですから、そうした場合にどうなるのかというふうなことで、本当に適正な人数というのはあくまで先生方にアンケートをとられて、その中で一番最大公約数が25人になったというふうなことから、私は根拠はないと思うんですよね。その点どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。短くしてください。これで終わりにします。

○教育長（小倉庸永君） 確かにそういう議論は出ました。そういう中で、まだこれは提言・意見書の中で素案ですけれども、例えば3歳児につきましては、15人から20人ぐらい、4、5歳児につきましては25人から30人ぐらい、それで当然担任制でやるということ、あるいはその他のいろんなことにつきましては、十分議論した中で最終的な意見・提言が出ておるわけでございますので、その議論の途中ではいろいろな御意見をいただきましたけれども、最終的にはそういう形で皆さんの合意といえますか、委員会の皆さんの合意が図られたということでございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、14番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、岩蔭昭美議員。

○8番（岩蔭昭美君） 8番、岩蔭であります。通告に基づきまして一般質問をさせていただきわけでございますけれども、昨日は岸本議員より同趣旨の質問が多岐にわたって行われました。多くの論点が明らかになりましたので、重複を避けまして、ざくっとした質問で終わらせていただきたいと思います。

さて、私どもの任期もあと5カ月でございます。そこでまず、市長が就任されましたときに表明された三つの基本理念、三つの基本政策は、どのように具体化されたのかということでございます。

そして、その施策によって本市勢と申しますか、本市のいわゆる活力はどのように活性化されたのか、あるいは市勢は伸びたかということをお尋ねするんですが、市長はどのような感じで受けとめておられるのか。最終目的であります住民福祉はどう増進したというように自ら評価されているかということについて、お尋ねをいたします。

他の同僚議員からも既にお尋ねもありましたけれども、任期最後の仕上げであります平成25年度予算において、特に重点的に予算配分をされようとするものは何であるかと。具体的な事業名を挙げていただきまして、広く住民にメッセージを発信していただきたいと思います。

次の2点目は、市税並びに税外収入の滞納額増加というゆゆしい問題を市長はどのような方法で改善をされていこうとされているのかということをお尋ねしたいと思います。

まず、この事態について、市長御自身はどのような御認識であるのかと、まず、この滞納問題についての御所見を承りたいと思います。

私は、収納体制あるいは組織機構上にも改善や見直しが大いに必要であるというように考えておりますけれども、この点についての市長の御見解はどうであります

か。

さらに、収納率向上に向けた創意工夫あるいは成果を上げている他市町の取り組みに対する研究とか、職員研修に欠けるものがあるんじゃないかというように私は考えております。

そして、何よりも重要なことは、唯一のこの税の徴税権者である市長御自身か率先し、この事態打開を図るべく主導されるべきだというのが一番重要な点だと思いますが、どのような見解をお持ちでございましょうか。

最後に、幼保一元化に関し教育行政の混迷に際し、市長の思いという非常の手法で事態收拾を自ら図られました。一定の目処がつき始めたということは、大変喜ばしいと受けとめております。

そこで、かねて一番のネックとして浮かび上がりましたのが、市長部局と教育委員会の連絡協議あるいは調整、この不足であったと思いますが、この市長の思い以降の動きの中で、このネックは解消されているのか、順調に推移しているかということを確認したいと思います。

何と申しましても、この認定こども園構想というのは、昨日来いろいろな議論が出ておりますとおり、当然ながら一方の当事者である民間保育所サイドの全面的な協力、あるいは賛同があつてこそ進むものでございますが、かねて民間側にあつては、教育委員会のこの計画・構想について、必ずしも全面的に賛成できないというような考えや動きがあるという情報もございまして、しかるがゆえに、私は再三にわたって民間側、理事者の協議・調整は十分になされているのかということを経験をさせていただきまして、教育長は、保育所理事会等の協力、了承は十分に得ており問題はないと、こういう議会答弁を繰り返されてきました。大前提の民間保育者側の全面協力なくしては幼保一元化計画構想という、あるいは民営化といったものが机上の空論になりかねない。市長部局においても、この民間保育所側の全面的な協力あるいは協議による合意というものが十分に確認をしておられますのかという、以上の点について、市長の答弁あるいは確認も求めまして、1回目の質問としたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 岩薮昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岩薮議員の質問にお答えをいたします。

1点目の基本理念、基本施策の具現化についての御質問であります、「市民に開かれた行政」「市民とともに歩む行政」「行政改革の断行」の三つの基本理念と

「自然を大切にしたい、安心安全なまちづくり」「健康で個性を育む、人に優しい環境づくり」「暮らしを支え、未来を拓く魅力あるまちづくり」の三つの基本施策を掲げてまちづくりをしてきたところであります。

平成23年度には、市民の皆さんの参画により自治基本条例を制定をいたしました。情報公開の徹底による情報の共有の仕組み、あるいは住民参画による政策立案やパブリックコメントによる市民の参画と協働の仕組み、市政運営に係る説明責任を定め、土台づくりができたというふうと考えているところであります。

また、個々の施策につきましては、限られた財源の、そしてまた時間の中で社会情勢の変化や平成21年度の水害の教訓をもとに、中学校施設の耐震改修、あるいは自主防災組織の強化など、安心・安全のまちづくりに努めてまいったところであります。

2点目の平成25年度の予算編成における主要な取り組みとしては、引き続き安全・安心のまちづくり、そして、元気づくりを重点的に推進するとともに、平成24年の重点テーマであります環境・観光・地域力について、さらに具体的な施策展開をするよう努めてまいりたいと思います。

次に、滞納額が増加している状況に対する認識についてであります。滞納額が年々増加していることにつきましては、行財政運営の主要財源の確保並びに税負担の公平性の観点から、憂慮すべきものと認識しており、いろんな手だてを行っているところであります。

その一つとして、各種の債権がある中で、介護保険料や保育所保育料などの税と同様の強制徴収の手続が行える債権につきましては、債務者の情報を組織内で横断的に共有化し、効率的でかつ適正な債権管理に取り組んでいるところであります。

また、今月は従来から取り組んでおります市税の徴収強化月間に当たって、管理職と税務課全職員による戸別訪問徴収を実施するところであります。

さらに、住宅新築資金等貸付金の滞納整理につきましても、市民生活部を中心に調査チームを立ち上げ、債権整理に努めているところであります。

いずれの債権においても共通することは、第1に新たな滞納者を増やさない、滞納となった場合には、滞納者との早期の接触や交渉機会を増やすことにより、納付を促すとともに、滞納者への催告や預金等の債権を中心とした財産調査を行い、差し押さえなどによる滞納処分を実施し、徴収率の向上に努めているところであります。

次に、収納体制・組織機構上の改善・見直しの必要性についてでございますが、

税あるいは税外収入におきましても、滞納整理には法的措置による強制徴収があり、幅広い法律知識や金融知識、多重債権者への対応など、職員には高い専門性が求められるところでもあります。

また、複数の債権を抱える滞納者については、継続的な納付管理が必要でもございます。そういった観点から見ると、債権回収を一元化し、専門的に取り扱うセクションの設置をすることなどは、メリットがあるであろうというふうに考えているところでもあります。

徴収率の向上と滞納額の縮減のため、限られた人員の中で効果的な組織機構について、それも含めて検討もしてまいりたいというふうに思います。

それと、もう一つは、かなり古くからのものがありますので、やはり早期の対応ということが肝心であろうというふうに思っております。平成17年とか18年とか19年とか、ずっとかなり古いものもありますので、できるだけ早い時期に対応するようという指示もしたところでもございます。

それと、教育委員会との関係でございますが、いろいろ報告を受けたり協議をしながら進めているところでもございます。あと詳しくは教育長のほうから。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 市長部局と教育委員会との連絡協議という部分でございますけれども、本年度、内部会議としまして、学校規模適正化と幼保一元化の部分は非常に大きな課題でございますので、そういう部分の推進会議を設置をしております。それぞれの地域の委員会あるいは全体の会議等でいろいろ意見をいただくわけですけれども、その推進の状況あるいは方向性等につきまして、その都度協議を行っておるところでございます。それにつきましては、組織としましては教育委員会、それから市民局の局長さんも入っていただいておりますし、企画総務部長、まちづくり推進部長等も入っていただいております。副市長も入っていただいております。そういう中で、情報協議をしながら推進しておるところでございます。

それから、民間保育所の理事会の理解について、私も議会の中で答弁をさせていただいておりますけれども、この質問については、千種町域における質問に対してのお答えであったかと思っておりますけれども、これにつきましても千種中学校区での推進の状況等につきましても、あるいは理事会との協議等につきましても市長、副市長を含めまして、随時報告しながら調整協議をしながら進めておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本生君） 次に、成果を上げている他市町の事例研究や職員研修が不足しているのではないかということについてでございますが、職員研修につきましては、国や県が開催します研修会に積極的に参加しております。適正な徴収事務の推進と実務知識の習得を図っております。研修会での情報公開により、他市町の取り組み状況を参考に通知用封筒の色を目立つものに変更したり、またインターネットでの公売の実施に取り組むなどして、収納率の向上に努めております。

また、特に今年度につきましては、兵庫県個人住民税等整理回収チームの派遣を受けまして、派遣職員から指導を受けながら、共同で滞納整理を進めておるところでございます。実績としましては、昨年度の10月と今年度の10月を比較しますと、今年度2,700万ほどは昨年度よりも増額しております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） 再質問させていただくんですけども、あまり全般にわたって詳細な議論をする時間がございませんので、1点目の市長が御就任なさいましたときの所信表明につきましては、前回も伺っておりますので、この点については省略をさせていただきます。

2点目のいわゆる滞納の問題ですけども、市長はもちろん、特に担当部署の方はよく御存じだと思いますけども、ざっと申し上げますと、平成20年、21年、22年、23年、この4カ年の決算だけを拾い上げてみましても、現在、市税と税外収入の滞納額は何と12億5,000万円を超えてございます。この間の4年間に不納決算をして、いわゆる滞納額から除外していったもの、これは、ほかにもあるわけですけども、この市税と国保税の不納決算分だけを加えますと、何と13億9,871万1,000円というのが、これが決算であらわれた数値でございます。これはどれほどの数値かということ、平成20年から23年の4年間の国保税のいわゆる調定額というのは14億円台でございますので、ほぼこの1年間の国保税の調定額に匹敵する滞納額が、あるいは不納決算が出ていると。これはもう誠に私自身はゆゆしき事態だということに思います。

今、市長も大変な問題だという認識を憂慮しているんだと。いろんな手だてをやっとるということをおっしゃいましたけども、やっぱりまだもう一つ危機感が足りないんじゃないでしょうか。市民の側にしましても、大変なこういう数字があらわれてくると、いわゆる納税意識を著しく減退させる。かといって、徴収強化だけしてこういう問題が済むような現在の時代じゃございませんので、市民部長のほうも

いろいろ研修会に行ったりなんかして、いい話があれば、それを取り入れているんだと言っていましたけども、とてもそんなことでは追いつかないんじゃないかなと思うんで、やっぱりこの点はやはりもっと重大に組織機構あるいは収納体制そのものを抜本的に見直す、今直ちに手をつけるということが必要じゃないかと思います。

私たちが所属しております総務文教常任委員会においても、この問題を大変深刻に受けとめております。しかるがゆえに、我々もひとつそういうところを見つけて勉強しようじゃないかということで、過般もさる自治体にお邪魔しまして勉強もしてまいりました。しかし、一朝一夕に我々としても理解ができたり、対応できる問題じゃないなあと、これはえらいことだと、本気で我々も取り組まなきゃいけないということの認識を新たにして帰ったというところでございます。そういう点からいいますと、当局側のこの13億あるいは14億に近い滞納整理並びに税外収入の滞納、不納決算というものをもっと深刻に受けとめてもらわなければならない、このように思いますが、市長、どうでしょうか。憂慮という問題で済むんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 済まないと思います。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薨昭美議員。

○8番（岩薨昭美君） 認めておられるようでございます。それで当たり前と思うんですね。できたら、住民に対してもこの危機感をやはり情報を明らかにして、いわゆる納税意識が減退するような公表の仕方というのも問題でございましょうけども、なるほど我々の自治体の存続をかけて、これがどう取り組んだらいいんだろうと、本当に考えてもらわなきゃならん。滞納ゼロ運動とか、あるいは非常事態宣言というようなものまで必要じゃないかというように思うんですが、どうですか、この問題は。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 公表もかなりいろんな形でしているつもりであります。私のふれあいミーティング等にもそうした資料を持って行って、そういう説明をしたり、全体的には広報でお知らせをしたり、そういういろんな努力はしておるところでありますし、そういった納税意識の高揚には努めているつもりであります。なかなか徹底をしないというのか、あるいはまた前々からのたまっている分がかなりある方もいらっしゃると思います。そういったことも、今後どういう形で納税をしてもらうかというようなことに苦慮しながら、最近、毎日、差し押さえの1件、2件の決裁が回ってくるような形でやっております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 個々の私たちの半日あるいは1日の研修ぐらいで、とやかく言えるものではありませんが、その半日の研修でも大変カルチャーショックを受けました。やっぱりこの問題の取り組みというのは、全自治体の苦勞しておるところですし、また、この自主財源を自らの手でどういうように収納率を上げるかということが、これからの厳しい自治体の生き残りのために、どうしても必要だということで、大変一生懸命血のにじむような努力を8年、9年、10年継続してやられておる。組織やあるいは体制についても、やはり進んでいるところは本当に進んでいるなあというように思います。総務部長に振るようですけども、市民生活部長のほうで税務課を抱えておるんですけども、やっぱり財政全般を抱える立場の部長として、やっぱりもっと危機意識を持って、いわゆる職員のみならず、住民に対しても本当にこのゆゆしき数字の解消というものに取り組まないかんと思うんですが、先進事例の研究、市民部長はやっとならということですが、どこか本当にこれはというようなところの事例に突っ込んで検討・研修をされているのでしょうか。具体的にお尋ねしたい。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 職員の研修については、まずは市町振興課、いわゆる県への研修、これ従来は市町振興課が主でございましたが、合併しましてから県の税務課へ直接2名の者を派遣して、こういう収納の体制とか、債権の保全、研修を1年間をかけてした者が既に2名おります。今後もそういう格好での研修の派遣はしていきたいというふうに思っております。

それと、危機管理意識でございますが、これは市長もずっと申されておるんですが、私らも市民の方と懇談をする際に、いわゆる滞納問題は市民の方の市への信頼、これを大きく損ねるものであるということで、非常に危惧をいたしております。このことによって全ての事業が前に行かなくなる、反対がある、そういう意識の中でやはり全体的に収納率、いわゆる公平感をもって徴収に取り組まなければならないということでございます。

さらに、市長もメリットがあるという表現をされましたが、やはりどうして債権の回収をすべきかということについては、今現在、限られた職員の中でどんな体制ができるかなということも具体的に検討にかかっておる最中でございますので、また、市長の判断をいただきまして、そういう危機感を持って対応したいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 私どもの委員会のほうでも研修を受けた、そのときの資料もごございますんで、委員長のほうに伝えて、是非一つの事例にすぎません、1カ所の先進地の事例にすぎませんけども、随分示唆に富んだものがございまして、是非そういったものも研究していただいて、引き続いて私どもの委員会ではこの問題を大きなテーマとしてやっていこうということになってございまして、ひとつ一緒に勉強していきたいと思っておりますので、是非ともよろしくお願いします。

もう時間がないんで、最後の市長部局と教育委員会サイドの連絡調整はうまくいっとんかなあとという危惧に対して、連絡をやっておると市長はおっしゃるし、教育長のほうもそういう庁内の会を設置してやっとなんと言われたんですけども、昨日もいわゆる民間の保育所の経営者たちの考え方と、市の教育委員会の考え方が本当にぴったりいってるのかなあと。私は教育長の答弁を聞いて、そういう民間の社会福祉法人の理事あるいは理事長、あるいは機関決定までされたんですかということまでお聞きしましたけども、それは千種町域のことだったんだとおっしゃる。千種町域のことだけでもいいですわ。本当にびたっと市の計画・構想が納得されて理解されてるのかということについては、どうかなというのを、昨日、私、高山議員の質問を聞きながら、どうもこれうまくいってないんじゃないかなと。一元化して民間委託で宍粟市の幼保の一元化計画を進めるんだと言っているながら、それが本当にうまくいってなかったんじゃないかという危惧を持ったんですよね。そこのところは市長ね、大変なことなんです、これはね。ほんとに実質的に言われたとおり市長部局と教育委員会の今まで連絡協議調整がうまくいってなかったことが、本当にうまくいっとんのかいなあとという懸念を持ったんですが、例えば千種のことでも、教育長はそれは千種の地域のことだとおっしゃるんで、千種の地域ならば千種の地域で結構ですけど、本当に千種の民間社会福祉法人の今まで受け手側というんですか、民間ですから主体になる側との認識というのは本当に合っているというようにおっしゃるんですけども、それは市長部局においては確認ができてますか。これは教育委員会のサイドが言っているだけであって、実はそうじゃないんじゃないかなというのを、私、昨日の高山議員と教育長のやりとりを聞きながら、えっ、これ本当にいっとんかいなど。いっとらんなんだから、こんなもん、まさに机上の空論になりかねないということを思いながら聞いたんですが、教育長はそれは千種の中学校の区域内のことだったんだと言われたんですけど、そのことに関しても間違いなく合意ができて、協議ができてるといえるようにお聞きでございしますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大きな考えの中では、私は合意が得られているというふうに聞いておりますし、また、そのとおりではないかなと思っています。ただ、保育協会というような立場になりますと、またそれは違うこともあるのかなと。そういうところで、いわゆる本音と建前というのがどこにもちょっとずつあるのかなと、こういうことは感じ取っておりますが、保育協会のメンバーにすれば、それぞれが設立当時には自分たちが努力をして、物質的にも精神的にもかかわって立ち上げてきたと、そういう誇りもあるだろうし、それから現実的なそうした出資という形のものもあるわけです。

それと、これまでいわゆるそんなに検査というものが、あるいは監査というものがなくずっときてたと。一応あるわけですけども、今度法律に基づきますと、また違ったものも出てきます。そういった中での心配といいますか、そういうものばあるだろうというふうに思っています。したがって、全体的なことについては、頭から反対ということはないというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 市長のほうにも若干の情報が届いているんだなという気はしました。これは確認なんですけれども、いわゆる民間の保育所の実業の団体から、市のこの幼保一元化の考え方、進め方、そういう問題について、考え直してもらいたい、強い言葉で言えば白紙に戻してもう一度検討してくれというような要望が出てるやの話も私らも耳にしているわけなんでね、こういうところがやはり元からしっかりしておいてもらわないと、住民だ、地区だ、何だと言って、いろいろやりながら、最後に足元から崩れるようなことがあっては困りますので、そのところはひとつ市長部局としても十分にひとつ確認をしていただきながら、市長の思いが無にならないようにやっていただきたいと思います、その点はよろしゅうございませうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、いろんな要望とかがという話ですが、特に今おっしゃったような具体的な反対ということはないというふうに信じておりますし、また、頓挫するようなことはないと思じて行動をしております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、岩路昭美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時30分まで休憩いたします。

午後 2 時 1 7 分休憩

---

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 11番、實友です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回、私は、空き家・空き地対策と里道・水路についてということと、環境観光課の配置についての2点について御質問をいたしたいというふうに思います。皆さんお疲れだろうというふうに思います。私はいつものとおりですが、簡単に終わりますので、どうか明快なお答えをよろしくお願いをいたします。

これまで、空き家・空き地対策につきましては、同僚議員より何回かというよりも、今年に入っては議会全てではなかったなというふうに思うんですが、質問がございました。その質問の中でも明快な答えは今のところ聞いておりません。

小野市では条例が制定をされ、来年1月1日の施行というふうに聞いております。

先日、私たち大分県の国東市に別件で視察をさせていただきました。この国東市でも、今年の4月より施行をされておりました。

私たちの地域で今年の8月、空き家で火災が発生をいたしました。幸いにいたしまして、ほかへの類焼はございませんでしたが、この冬の時期ならというふうに考えると恐ろしくなります。今までの答えでは検討をしているということでしたが、具体的にどのようなことを検討されているのですか。また、次々延ばしにはできない問題と考えますので、いつまでに検討いただけるのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

また、付随いたしまして、里道・水路につきまして、平成16年より国より市町への移管がされまして8年がたちました。農地の荒廃や空き家問題などで里道・水路が置き去りにされ、里道では木々が生い茂って歩くことができないとか、また水路では下流が土砂で埋まってしまい、周辺へ垂れ流しのところがあったりと、地域周辺へ悪影響を与えるところが多々目につきます。そればかりではなく、里道が豪雨などで崩れ、隣接する民家が被害を受けたこともございます。しかしながら、里道では幅員が、また水路では断面が不足をいたしまして、災害復旧事業には対象にならないことがございます。このような場合、何か手だては考えられないでしょうか。

里道・水路の取り扱いにつきまして、お尋ねをいたします。

2点目でございますけれども、環境観光課の配置につきましてお尋ねをいたします。

本庁舎1階東側の南に環境観光課が大きなスペースで配置をされております。観光立市を目指す宍粟市として、意気込みをあらわす意味はわかりますが、果たして適当な場所でございますでしょうか。以前は福祉部関係が配置されておりました。今、福祉の窓口は北庁舎になっています。しかし、住民は住民票をとったり、介護関係の書類をとったりする場合、本庁舎と北庁舎を行ったり来たりしなければなりません。窓口業務は近くに置くべきではないでしょうか。

今、課の展示されているスペースの多くに、いす、机、それから、いろんな展示がございますけれども、今、あのスペースの中で利用されている人はほとんど見かけないように思います。いかがでしょうか。お伺いをいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、ただいま御質問の空き家・空き地対策についての検討内容と検討結果の提示時期はいつかということにお答えをしたいと思います。

老朽危険空き家対策につきましては、平成22年7月に所沢市が空き家等の適正管理に関する条例を制定して以来、全国で40程度の自治体が指導・勧告のほかには代執行や解体撤去助成などについて、条例制定をいたしております。

また、姫路市では、平成23年度から平成27年度末を期限として老朽危険空き家の所有者から自治会への所有権移転を条件として空き家の解体撤去費の補助を自治会に対して行う補助要綱を制定しております。

自治体への寄付と、地元自治会の跡地利用、維持管理を条件に行政負担で解体撤去を行う市町もあるわけでありまして。これらの自治体の取り組み方法については、それぞれ長所、短所があり、どのような方法が宍粟市にとって最適であるか見極めながら、関係部局で検討を行っているというところでありまして。

また、空き家・遊休地及び放棄山林データの一元管理や情報提供の明確化もあわせて検討しており、まとめ次第、有識者及び自治会の意見等を伺いながら、本年度中には考えを整理し、次年度からの対策に取り組む予定といたしております。

続きまして、里道・水路に関しましては、登記簿上、市有財産であります。地域に密着した形で地域住民の誰でもが利用できるということのため、維持管理を地

元をお願いしているのが実情であります。しかし、長年経過しております里道・水路の老朽化が相当進んでいることは聞き及んでおり、ほかの自治体では独自制度の導入をされていることも認識しております。今後の状況を見極めながら、これらもあわせて研究する必要があるというふうに考えております。

次に、本庁1階に環境観光課の配置は適当かということではありますが、保健と福祉の一元的な推進を一層推進するために、本年4月より介護保険等の窓口をはじめ福祉部門を北庁舎に移転をいたしたところであります。これらにつきましては、實友議員は十分御承知のように、文化センターの前に保健センターが建っておったわけではありますが、山崎町には保健福祉センターといったものがなかったわけです。そういうことから、県庁舎を単価を安くしていただいて買収をして、そこに保健と福祉と一体化したものをしていこうということで、本年4月から介護保険等の窓口をはじめ福祉部門を北庁舎に移転をいたしたところであります。

介護保険におきましては、業務が本庁と北庁舎に分かれていることから、手続において、まず職員が移動して、市民の方に行き来していただくことがないよう配慮をしておるところであります。しかしながら、その分、市民の方をお待たせしているケースもあることも事実であります。現在はその課題を解決するため、システム端末の設置をしてはどうかということで、今検討をしているところでもあります。

しかし、一方で、介護保険係と地域包括支援センター、市民相談センターが健康福祉部として同じ北庁舎で執務を行っていることによって、高齢者の実態把握あるいは相談業務の連携がスムーズに図られて、大きなメリットがあることも事実であります。

また、環境観光課を本庁1階に配置した経緯、理由につきましては、まず、分散しておりました福祉部門を集約し、北庁舎を市の保健と福祉の拠点として整備することが第一義ということでもあります。その結果として、あいた本庁舎の1階スペースを有効に活用するために、環境観光課を配置したものであります。市民の方とともに環境や観光施策を進める宍粟市においては、環境・観光のセクションを1階に配置をし、市民の方に立ち寄っていただきやすい環境を整えることができたことは、これも一つのメリットでもございますし、現に本庁1階では、日直者も常駐していることから、土・日に利用できて便利になったとの市外・市内の方からの声も聞いておるところであります。組織機構とあわせ執務場所の配置についても改善すべき点があれば改善すべきと考えておりますが、大きな観点からメリット、デメリットを検証をしていくことが必要であろうということで、当面は現状の配置を行ってま

いりたいというふうを考えております。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） ありがとうございます。空き家につきましては、本年度中に検討して、来年度で実施をしたいというふうにお答えをいただきました。その来年度で考えるというのは条例の制定ということで考えてよろしいでしょうか。そういうことですね。それはありがとうございます。そういった形で前向きによろしくお願いをしたいというふうに思います。

そしてまた、里道・水路の関係なんですけれども、それこそたくさんございますので、財政的にもこれは大変だろうということは私も十分にわかっております。そういった中で、自治会が何か手だてをしようというようなところがございましたら、今、姫路市がそういった形でされておるといようなこともお聞かせいただいたんじゃないかなというふうに思うんですが、できれば、例えば災害の関係であれば、起債対象ということになろうかというふうに思いますが、小災害対応はできないでしょうか。それから、災害でありますので、里道・水路につきましては、市の持ち物ということをして市長も言っていました。個人の持ち物については、自己責任を持ってよということで、いろいろまた私たちのほうからも市民の方にお願いをしております。やはり市の持ち物であるということになれば、自己責任で市も例えば地域が何かでこういった形で改善するといようなことになりますと、それに補助とか助成とか、そういったことも考えられないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、2点だったと思います。お答えをさせていただきます。

まず、御案内の里道・水路につきましては、平成16年度末に道路法、河川法の適用を受けない法定外公共物として市に移管されたものということについては、御案内のとおりでございます。その中で、現行の制度でございますが、まず、農道・林道等につきましては、受益者がそれぞれ限定をされるという状況の中で、今、市としての独自の補助制度を設けております。しかしながら、今言われています里道・水路につきましては、受益者がなかなか限定しにくいという状況等もございまして、現在まで具体的な補助制度等には至っていないという状況の中で、先ほどありましたように、先進の事例といたしましても、原材料の支給制度ですとか、私道への助成制度等も設置している自治体もございます。十分研究もしてまいりたいというふうに考えています。

そのような中で、まず、2点御質問があったと思います。1点目の小災害等の対応でございますが、それぞれ災害復旧の負担法の中では、先ほどもありましたように、水路でございましたら直高1メートル未満、それから里道でございましたら幅員2メートル未満のものについては、それぞれの維持管理の範疇という状況の中で、一定の適用除外というふうになっているところでございます。先ほど申し上げましたように、災害復旧ではなしに、独自の制度そのものも調査をすべきというふうに考えてますので、御理解のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 今、部長のほうから独自の方法を考えるというふうにお答えをいただきました。この独自の考えというのは、助成なり補助制度というような形で考えてよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） 先ほど申し上げましたように、制度を創設する場合の課題もございます。農道・林道と違うそれぞれ受益者の限定ができない部分、さらには地域でそれぞれ従来お願いをしておりました施設でもございます。その中に公費を助成するということについての課題もございます。先ほど申し上げましたように、先進事例等々も研究をしながら検討していきたいというふうに考えていますので、いましばらくの間の猶予をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 研究をしていただいて、いい方向に持って行っていただきたいというふうに思います。

この災害の関係で大きな里道が崩れまして、ある家では、100何十万も使って石積みを積まれたということも、これは部長も御存じだろうというふうに思うんですが、こういったものもございますので、できるだけ早いうちに何か手だてを考えていただきたいというふうに思います。

次に、窓口の関係なんですけども、いろんな福祉と普通の窓口とは関係がしておるわけですね。例えば、私も先日経験をいたしました。死亡届を出した場合、やはり介護保険と、それから普通の介護保険に関係する書類ですね、これが北庁舎と南庁舎でとらなければならない。南庁舎に行っていたかかと、北庁舎に行きますと問われました。やっぱり今、市長が言われますように、何かのシステムでう

まくいくようなことがあれば、これもいいんじゃないかというふうに思うんですが、例えば死亡の届けとかそういった関係では、誰もがその経験をしておるんじゃないかというふうに思うんです。そういったところで私はほかの人からも聞きましたし、私自身も経験しましたので、御質問をしたわけです。

また、福祉関係でお世話になっている委員さんでございますけれども、その人たちからも、私たちは本庁舎から追い出されたんだというようなお言葉もいただきました。そういったこともございます。あいたスペースを環境観光課に使ったんだというふうに市長のほうは言われましたけれども、やはり仕事の便利さというんですか、住民はこちらのほうも優先していただけたらなというようなことも考えますので、また、一考をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 建物の関係でございますので、まず、おっしゃるとおり、全ての始まりが住民票の移動届から始まると思います。そういう点では、市長が申されましたように、そういう不便性は機械の配置とか、そういうようなことで検討をしてみたいと。北庁舎の利便性については、いろんな委員の方からも指摘も受けております。現在、ちょっと遅くなって御迷惑をかけておりますが、自動ドアの設置をしたり、より相談を受けていただきやすいような施設整備も思っておりますので、ただいま御提案いただきましたことも含めまして、今後反省と検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、11番、實友 勉議員の一般質問を終わります。

続いて、13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。一般質問を始めます。

宍粟市の高齢者介護と福祉の充実を市長に問うということで質問いたします。

2000年4月に介護保険制度がスタートいたしました介護保険制度は、行政による措置から契約へ、多様なサービス提供主体の参入、競争と市場原理活用などを課題としたものでありました。それから12年、多くの介護を必要とする高齢者とその家族が人間の尊厳に値する介護が受けられず、非人間的な環境に放置され、悩み、苦しんでおられます。

介護、福祉の現場で働いておられる専門職の人たちも介護保険制度に矛盾があるがゆえに、専門性が発揮できず、悩んでおられます。

そこで、質問いたします。特別養護老人ホームの不足の問題と連動した短期入所の不足の問題があります。宍粟市においてはどのように対応しておられるのか、対

応していくのか、お答えください。

特別養護老人ホームの入所費用は、多床室利用でもホテルコストだけで月約5万円を超え、ユニット型個室に入居した場合には月約10万円を超える。これに1割自己負担分その他が合算されますと、多床室でも月約9万円以上、ユニット型個室で月約15万円を超え、一般的な有料老人ホームと大差がなく、この金額の負担ができない人たちは入所待機者にすら加われません。また、介護保険制度のもとでの小規模多機能型居宅介護グループホーム、認知症対応型共同生活介護などの入所型の施設では、負担軽減措置も一切なく、宿泊費（部屋代）、食事等の金額については基準もなく、事業者の意向で自由に設定でき、払えない者は入れません。このような減少に対し、宍粟市はどう対応しているのか、対応していくのか。

2012年度の介護報酬の改定で、これまで60分で区切られてきたヘルパーさんによる生活援助、掃除、洗濯、調理、買い物などの家事支援が4月から45分とされ、介護報酬も大幅に切り下げられました。このため、これまでの90分の訪問を60分に減らして、60分を45分にするといったサービス時間短縮が起きております。このため週1回1時間半のヘルパーさんに来てもらって、やっと生活できていたのという悩みをよく聞きます。この現状に対して宍粟市はどう対応しているのか、対応していくのか。

介護保険は、宍粟市の介護サービスの利用が増えれば、宍粟市の高齢全員の介護保険料が上がる。介護の必要性に応じて、介護保険施設などサービスを充実すれば介護保険料が高額になるという矛盾を抱えております。さらに、65歳以上の高齢者で要介護認定を受けている人は全国平均でも16%程度で多くの高齢者は保険料を徴収されるだけという事情もあります。介護の充実か、保険料を上げないかを迫られるのは介護保険の現実であります。そのような中、どのようにして高齢者介護、福祉を充実させていこうと考えておられるのか。

介護保険制度のもとでは、老人福祉法の措置制度と違い、宍粟市が直接介護サービスに関与しないので、地域の高齢者の実態を日常的に把握できにくくなっております。このため高齢者の保健福祉に関する宍粟市の公的責任が後退する結果となっているように考えます。地域包括ケアの拠点となる地域包括支援センターの財源・人員体制・権限は十分と言えるのかどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、宍粟市の高齢者介護と福祉の充実につきまして、お答えをいたしたいと思っております。

高齢者介護と福祉の中心となります介護保険施設について、平成24年3月に宍粟市老人福祉計画及び第5期宍粟市介護保険事業計画を策定をいたしたところであります。宍粟市総合計画後期基本計画における健康と福祉を育てる安心のまちづくりを柱とした介護予防の推進、介護サービスの充実強化、保健・医療の連携強化、認知症高齢者への支援の充実及び高齢者にふさわしい住宅整備の5つを基本目標として定めて取り組んでいるところであります。

介護サービスの基盤整備としましては、平成24年度に認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム2ユニット18床、平成26年度に介護老人保健施設、いわゆる特別養護老人ホームの60床の整備を予定をいたしているところであります。

国におきましては、健康増進の総合的推進を図る基本的な方向の一つとして、健康寿命の延伸を掲げています。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間というふうに定義をされております。介護予防、疾病予防、健康増進など、総合的な施策を進めることによって、健康寿命の延伸に繋がるものであるというふうに考えているところであります。

介護保険制度につきましては、国民が支え合う共助の仕組みである社会保険方式を採用しております。そうしたことの制度の趣旨にのっとり運営に努めながら、高齢者介護と福祉の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

あと、個別の課題につきましては、部長のほうからお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、山下議員の御質問にお答えします。

まず、特別養護老人ホームと短期入所の不足についての対応についてであります。市長答弁のとおり、第5期の介護保険事業計画に基づきまして、平成24年度に地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、これを2ユニット18床、また平成26年度に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を60床整備をいたしまして、御利用していただく予定としております。

施設整備を行うことは、介護給付費の増大につながるが見込まれます。第5期介護保険事業計画においても一定の給付費の増加を見込んでいますが、今後、給付費の動向にさらに注意を払っていききたい、このように考えております。今後の介護保険の被保険者の数の推移にも注視をしていききたい。長期的な展望を見据えた慎重な対応も必要ではなかろうかと、このように考えております。

次に、特別養護老人ホーム施設等での入所費用を払えない方への対応についてですが、特別養護老人ホームの入所費用につきましては、一定の利用料を負担していただくことは、介護保険制度の適正な運営を図る上で必要なことであると考えております。

低所得者の方につきましては、居住費・食費の上限額が設定されるなど、利用者負担が軽減される制度があります。利用者負担の軽減制度や高額介護サービス費、これを御利用いただくことで対応できるものと考えております。

また、グループホームの入所費用につきましては、平成24年度に国の地域支援事業実施要項、これにおいて認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、これが創設をされました。これは、家賃・食材料費・光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対しまして、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として市が助成を行う事業です。対象者の要件や軽減額、特別養護老人ホーム等の軽減制度との公平性、こういったものとともに助成の必要性自体を含めて十分に検討していきたい、このように考えております。

なお、小規模多機能型の居宅介護につきましては、通い、訪問、宿泊サービスを受けることができる地域に根差した小規模な施設で入所施設ではありません。

次に、平成24年度の介護報酬の改定によりまして、生活援助のサービス時間短縮が起こっているのではという、このことへの対応についてですが、介護サービスにつきましては、サービス計画、これに基づいて提供されることとなっております。サービス計画は介護支援専門員が利用者の状態や希望を考慮しまして、適正なサービス料、これを勘案して作成すると、こういうものであるために、介護報酬が改定されたことによりまして、サービス時間が短縮されるということはないと考えております。

なお、介護報酬の改定によりまして、訪問介護における生活援助の報酬単価が30分以上45分未満、60分以上では減額をされました。また、生活援助は20分以上からとなっております。このことは利用者にとっては短時間でも利用ができるようになります。また、利用時間によりましては、自己負担額も軽減されることとなりましたので、このたびの改正で訪問介護については、サービスの拡充と負担軽減が行われたものと理解をいたしております。

次に、どのようにして高齢者介護・福祉を充実させていこうと考えているのかの御質問でございますが、市長答弁のとおり、宍粟市老人福祉計画並びに第5期の宍粟市介護保険事業計画により進めるものであります。

なお、国における健康寿命の延伸については、介護予防をはじめとした必要な施策を進める必要があると認識をいたしております。そのため介護サービスは要介護者の自立支援に向けたプログラムで行われますが、介護者への依存度があまりにも高いといった場合には、意図することに繋がらない、こういった状況も考えられることから、本人にとりまして必要なサービス内容は何かを考えることも必要なことではあると、そのように思っております。

最後に、地域包括支援センターの財源・人員体制・権限は十分と言えるのかという御質問でございますが、宍粟市では、地域包括支援センターと3カ所の支所を直営で設置し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、高齢者実態把握調査員を配置をいたしております。

地域包括センターや支所では、介護認定の有無にかかわらず、高齢者に関する総合相談窓口として地域の皆さんや介護サービス事業者などからの相談に応じるとともに、高齢者実態把握調査員が高齢者世帯を訪問して高齢者の実態を把握し、適切な福祉介護サービスに繋がるように対応をいたしております。

個別の介護サービス利用者にかかわる課題につきましては、利用者あるいは介護支援専門員などからの相談に応じ、サービス担当者会議を通して関与をいたしております。

これらの活動により、限られた財源、人員の中ではありますが、地域包括ケアの拠点としての機能を発揮しているものと、このように思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、再質問をします。

現在、宍粟市内に特別養護老人ホームは山崎町に2施設で定員が140人、一宮町に1施設で定員が70人、波賀町に1施設で定員が60人、千種町に1施設で定員が60人の五つの施設があつて、総定員数が330人となっております。当局より提出してもらった資料によりますと、平成24年1月末現在の入所待機者の総数は464人、施設ごとの待機者数の合計なので重複の可能性ありということですが、特別養護老人ホームの総定員数330人に対して464人の待機者があるということになっております。

介護されている方が高齢で、介護が限界となつて、介護が必要な方の入所が必要になつても、すぐには入所できず、短期入所で繋ぐという現状がありますが、その短期入所も不足しており、この短期入所は市内の総定員数81人であるということですが、この短期入所も不足していて、事業所のケアマネジャーさんは本来の

業務が多忙な中、受け入れ施設を探すのに非常に苦労しておられます。そして、どうしても受け入れ施設が見つからない場合は無理して介護者が介護を続けるということになって、その介護者が入院されるということも実際に起こっております。この現状を御存じなのかどうか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 現状としてはそういう面もあるかと思えます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 急いで改善しなければならないと思うんです。そこで、一つ問題があると思うんですけれども、この入所待機者総数464人ということであるんですが、これは施設ごとの待機者数の合計であるため重複の可能性があるということで、市が実際の待機者数をつかんでいない、これは大きな問題であると思うんです。先ほど第5期の介護保険の事業計画で、平成26年度に特別養護老人ホーム60床増やすということでありましたけれども、本当の待機者数をつかんでいない今の現状であれば、60床で足りるのかどうかということもわからないのではないかと思いますけれども、そここのところはどうなっているのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 策定当時のことなんですけれども、現在は464名ということで待機者数は挙げております。その当時に照会をかけたようであります。この中にやはり4施設、5施設にわたって全て申し込まれているというような人もございます。そこらあたりを調査した段階で、実際に120名程度ではなかろうかというようなことの、はっきりとした数ではありません。それぐらいな数が想定されるのではないかということで、その半分程度、60人だったら60床を確保することによって、半分程度はカバーできていくのではないだろうかということで、60床というような形で計画されたと、このように認識をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 半分程度しかカバーできないということが問題として残されると思います。そここのところをこれから考えていってもらいたいと思います。

それと、あと短期入所も非常に不足しております。緊急時の対応という本来の機能を果たせておりません。このことはやはり是非知っておいてもらいたいと思います。

現在、81の総定員数であるということなんですけれども、これもしっかりと待機者数を把握して、市の責任で改善を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 現在は議員おっしゃっていただくように81人ということで資料も提出をいたしております。これにつきましては、前期、第4期の計画でショートステイの分で20床余りを募集をいたしまして、9床増になっております。前期の計画です。それで対応して81人というような形に上がってきております。今回の計画では、当然今のところではそれはありません。ただ、今回の特別養護老人ホームの施設整備を行う段階で、事業者から、そういったショートも含めた提案もあるかもしれません。これは期待だけなんですけれども、そういった提案もいただけたらなというようなことで勝手に思っておりますけれども、そうした実態は実態として、今、入りたいという方がショートに入れないというのが実態です。やはり今後いろいろそういった状況も見ながら検討をしていきたい、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 短期入所にも入れないという実態がありますので、そのところもきっちりと整備をお願いいたします。

それと、あと介護保険には先ほど言われましたように、利用料を軽減する制度があります。施設を利用したときの居住費・食費負担額の軽減と、それから先ほども言われましたけど高額介護サービス費、これがあるんですけれども、現在宍粟市の特別養護老人ホームに入所されている方が330名いらっしゃるんですけれども、この軽減制度を利用されている方はどのぐらいいらっしゃるのか。また、この軽減制度を利用されることによって、月額幾らの施設利用料を払われているのか。軽減制度は所得の低い人というふうになっておりますので、所得段階によって軽減額に差があると思います。第1段階、第2段階、第3段階と段階別にそれぞれ幾らになっているのかを示してください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 段階としましては、1から3段階というような形で、負担額の限度額認定、これが受けられるようになっております。第1段階、細かく言うべきでしょうか。本人及び世帯全員が住民税非課税者で老年福祉年金の受給者、生活保護の受給者が第1段階、第2段階は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得額プラス課税年金収入額が80万円以下の人、第3段階が本人及び世帯全員が住民税非課税で上記2段階以外の人、これが3段階というような形になっております。

例えば居住費の負担限度額があります。通常の場合、ユニット型の個室が第1段

階では820円というような形になっております。通常です、概算でね、標準的なものが、第2段階で820円、第3段階で1,310円、これが限度額です。これに日数を掛けていただくと。そうすると、それが限度額になるということで、通常でしたら、例えば一般的な個室型の居住費は1,970円の30日だと思えます。5万9,100円ほどになると思えます。これが第1段階の方は2万4,600円というような負担限度額になると。

それから、食費についてでしたら、負担の限度額が第1段階で300円になります。通常の場合は1,380円が標準的な価格で4万1,400円が標準的になると思えます。これが第1段階の方であれば9,000円というような限度額になって、それで賄われるという、そういうふうになると思えます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） もう少し具体的に知りたいんですけども、例えば多床室の利用者で第1段階、第2段階、第3段階それぞれ何人いて、具体的に幾らぐらいなのかというのを教えてください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 個々の人数的なものは資料としては持っておりませんので、また、後刻お知らせをしたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） やはり現状をしっかりと把握して、入所待機者にすら加われない人とか、利用料が払えないので入れないというふうな人をなくす市としての積極的な取り組みに努めてもらいたいと思えます。

続きまして、ホームヘルパーの時間短縮の問題なんですけれども、北海道の小樽市で影響調査というのを実施されておるんです。小樽市の介護保険の課長が結果を報告しておられるんですけども、約9割の利用者が時間短縮されておりまして、影響が大きい援助というのが掃除が29%、調理が25%ということになっております。宍粟市において、訪問介護の事業所が15カ所あるんですけども、どういう状況になっているのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 個々具体の分については、ここに資料がありません。ただ、申し上げていますように、サービスにつきましては、サービスの計画に基づいて提供されるものであるのが基本であります。サービスのその計画につきましては、介護支援専門員が利用者の状態や希望を考慮して計画をしていくということに

なると思うんで、事業所が勝手に、勝手にと言ったら語弊がありますが、短縮するということにはなっていないと、そういう解釈をしております。あくまでもサービス計画に基づいてサービスは提供されると思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 高齢者の生活を守るためにやはり北海道の小樽市で行われているような影響調査を実施もらいたいと思います。それで実態を把握して、その時間短縮とかされてる人がもしあられたら、宍粟市独自の援助を考えていくべきじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） また検討をしてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続きまして、介護保険料の問題についてちょっとお尋ねしたいんですけども、65歳以上の方の介護保険料というのは、老齢退職年金、あと遺族年金、障害年金、これが月額1万5,000円以上あれば、保険料が2カ月ごとに年金から自動的に天引きされるというふうになっております。また、1万5,000円に満たない人、無年金あるいは無収入、このような人であっても、金融機関の口座振替や直接納付、これによって納めるということになっております。

この介護保険料というのは、3年ごとに改定されていて、12年が過ぎたので、今は第5期の保険料ということで、基準月額が4,950円というふうになっております。この第1期の山崎町の介護保険料2,600円に比べましたら1.9倍以上のアップ、またこの第4期の保険料4,200円と比べても17.8%のアップとなっております。

ちなみに、当局からいただいた資料によりますと、宍粟市の65歳以上の高齢者の66.6%が本人が住民税非課税という低所得者であります。低所得の人たちが非常に多いです。私は、もはやこの介護保険料を納めるのはぎりぎりの状態で納めておられるのではないかと、このように思います。ですから、やはりルール分以外も一般会計から繰り入れて、介護保険料を引き下げる必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 介護保険制度の基本といたしましては、自己負担が1割です。それを除いた給付費の半分を保険料、半分が公費という形で構成をされております。ですから、その保険料を単独ですというのは非常に難しいものがあります。この65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の軽減ということで、社会保

障税一体改革の大綱、平成24年2月17日に閣議決定をされております。その中で、今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇や消費税引き上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、公費を投入することにより、65歳以上の加入者の保険料、1号保険料の低所得者軽減を強化すると、こういうことがうたわれております。今後につきましては、具体的に介護保険部会で検討されると、このように思っております。

ちなみに、11月13日に開催されております全国の市町長会で来賓で出席された厚労省の介護保険の計画課長の講演では、第1号保険料の軽減強化の財源規模として、最大約1,300円というような形で講演では述べられているようです。ただ、これはまだそう言われておるだけなので、今後の部会等のまた検討の結果次第によっては、また変更等があるかもしれませんが、その行革大綱の中で項目としては盛り込まれているということでもあります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この介護保険料が非常に高過ぎて滞納が非常に多いというふうになっているんですけれども、例えば当局からいただいた資料によりますと、介護保険料の滞納額が現年度分、10月納期限分までで約435万円、それから過年度分、滞納繰越分が約2,180万円、このようになっております。本当に払えない人が多いんだというのがよくわかるんですけれども、この滞納が続くと制裁措置、厳しい制裁措置がとられます。例えば1年間滞納したら資格証が交付されて、介護を受けようとするときに、まず全額自己負担、後から償還払いというふうになります。それから、次、滞納が1年6カ月になったら、介護サービスの一部あるいは全部が受けられなくなる。それから、また2年以上滞納の場合は3割負担、高額介護サービス費の不支給、こんなふうな大変な制裁措置があります。また、過去に保険料の未納がある場合には、最高10年の間、未納期間に応じて3割までの自己負担を払わなければならない、このような措置もあります。

それで、実際に非常に滞納が多くなっているんですけども、先ほどのこの措置、この制裁措置に該当する人が宍粟市にあるのでしょうか。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 現在のところは給付制限を行っている方はございません。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続きまして、今、大変な介護保険制度のもとではあります

けれども、第5期の介護保険事業計画の中に、地域包括ケアの具体化、これの第一歩ということが位置づけられております。この地域包括ケア、これの実現を目指すために、日常生活圏域のニーズ調査を実施して、地域の課題・ニーズを正確に把握すること。それから、計画の内容として認知症支援策とか、在宅医療、住いの整備、生活支援を位置づけるというふうなことが求められております。

このために日常生活圏域のニーズ調査、これを行わなければならないということになっているんですけれども、宍粟市においては65歳以上の高齢者、3,000人を無作為に抽出した郵送方式のアンケート調査しか行われておりません。この地域のニーズをくまなく把握するという地域包括ケアの最初の第一歩、これがないがしろにされていると私は思うんですけれども、このことについてどのように考えておられるのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 今回のそのニーズ調査につきましては、65歳以上の高齢者3,000人を対象にして実施をいたしております。この人数で、ある程度の方角性は見えてくると、このような考えのもとで実施をいたしております。集計につきましては、各中学校区別に集計もとりまして、その動向、それから偏りぐあいといったものも結果としてお示しをしております。そういうことなので3,000人で十分な評価は得れると、そういう判断のもとに実施をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 平成24年9月末現在の住民基本台帳上の高齢者の人数が1万1,647人ということですがけれども、アンケートのちょっと時期が違うんですけれども、約1万1,000人以上の高齢者の中の3,000人の調査を行って、十分なニーズ調査ができるとは私は思いません。だから、その辺をもうちょっと考えてもらいたいなと思います。

それと、地域包括ケアの拠点と今なっております地域包括支援センターの体制でありますけれども、先に当局より資料をいただいたんですが、この先ほど言いました1万1,647人の宍粟市内の高齢者の人たちを担当して下さっている専門職の方が地域包括支援センターに4人、それから一宮の保健福祉センターと波賀の保健福祉センターと千種の保健福祉センターにそれぞれ1人ということで、7人で1万1,647人の高齢者を担当しておられるということで、非常に業務がきつく、専門性も発揮できない状態にあるのではないかと心配するのですが、その辺はどうでしょうか。

- 議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。
- 健康福祉部長（秋武賢是君） この人数が多いか少ないかということは別問題といたしまして、冒頭に申し上げましたように、与えられた人数それから財源、これをフルに活用しまして対応しております。これにつきましては、高齢者の実態把握調査員、こういった者も配置をいたしております。全てがかかわり合って、全て市内の全高齢者を対象に回っているという形をとっております。また、委託に出せるものは委託に出して実態把握に努めておる状況です。
- 議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。
- 13番（山下由美君） 先ほどからずっと質問しておりますこの介護保険制度、これは本当に宍粟市が直接介護サービスに関与していないので、介護保険が始まる前の措置制度とは違って、直接関与していないので、地域の高齢者の実態が把握できにくい状態であります。だからこそ、この地域包括支援センター、これの財源や人員の体制や権限をもっと充実して、先ほど言いました宍粟市内の御高齢の方、1万1,647人の状況、それから、いろんなことを相談できるような体制、それができるようにしなければならないと思います。その辺どうお考えでしょうか。
- 議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。
- 健康福祉部長（秋武賢是君） 先ほど申し上げましたように、高齢者の実態調査把握ということで実施をいたしております。これにつきましては、委託で850人、それから市で実施したのが3,083人と、そういった人数を実際に足を運んで実態を調査しております。これは今後も続けていく予定にしております。それと介護予防の関係ではいろんな事業計画を組んでおります。そうしたものを地域包括支援センター中心で推し進めていきたい、このように考えております。
- 議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。
- 13番（山下由美君） 部長に非常に丁寧に答えていただいたんですけども、市長はこの宍粟市に住んでおられる高齢者の福祉に対して、今、私が質問しましたことに対してどのようにお考えなのか、お示してください。
- 議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。
- 市長（田路 勝君） 今、実態把握というようなお話が出たり、アンケート調査という話が出たりしたわけですが、実態調査というのは、そうしたアンケート調査だけに頼ることなくして、今、各地で行われておりますふれあい喫茶に保健師もどんどん出ていっておりますし、あるいはまたいろんな出前講座等で福祉の話もしたりと、そういう中でいろんなことを聞いてきたりもしておるところであります。そう

ということで、充実するということが必ずしも宍粟の健康ではないというふうに思います。そういうことから、できるだけこの介護保険の適用を受けないような介護予防、できるだけそういったところに出てきてもらう、そしてまた、保健師も出ていて、いろんな会話をしながら健康増進に努める、こういった予防ということがまず大きな課題でないかというふうに思います。そういうことで、今後においても予防ということをやっけていきながら、そしてまた、そうでないようになったときには、それなりのいろんな手だてをしていくということが大事だろうというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市長にもう一度お尋ねしたいんですけども、この高齢者数1万1,647人、この平成24年9月末現在の住民基本台帳の人数なんですけども、この御高齢の方に対して、担当の市の職員が7人ということに対しては少ないというふうには思われませんか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的ないろんな事柄を見てみないと、少ないか多いかということとはわからないわけです。ただ、職員がというよりも、地域ぐるみで今さっき言いましたようなこともやっておられるところもあるわけですから、総合してということも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ショートにしても介護保険施設に入れるにしても、この間、ある人と話をしておりましたら、介護度が何度か知りませんが、おばあちゃん、この間から施設に、多分ショートステイか何かだろうと思うんですが、行ったら非常に大切にしてもらう。行けばちょっと歩きにくいなあと思ったら、車にちゃんと乗せてくれる。しばらく行ってたら、家へ帰っても、ふだんよく歩いていたのに、ちょっと歩きにくくなったというような話もございます。そういうことから、果たしてたくさんの方が親切にどんどんやるのが健康に繋がるかどうか、そういった調査もしてみたいなというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 確かに各事業所の専門職の方たちは、今あるこの介護保険のもとで力いっぱい一生懸命尽くしておられるんです。やはり私はそれ応えて、宍粟市も包括支援センターの人員体制をもっと強化するとか、財源を強化するとかして、市民の人たちの高齢者福祉を充実させていかなければならないのではないかと、そのように思うのですが、やはり介護保険のもとでは事業者任せ、宍粟市が責任を

追わないというふうなところが大きく見受けられますので、その点、市長にも頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

通告に基づく一般質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月20日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時34分 散会）